

愛知県知財総合支援協議会・日本弁理士会東海支部 主催

平成26年度東南アジア知財戦略セミナー 「インドネシア知財の現状と展望」

～特許、意匠、商標、著作権およびASEAN知財動向の最新情報とともに～

本日のスケジュール

第Ⅰ部

- ・ASEAN知財動向 (講師:弁理士 奥村 徹)
- ・インドネシア知財の概況 (講師:弁理士 石川 崇朗)
- ・インドネシア特許 (講師:弁理士 木村 誠司)

休憩

第Ⅱ部

- ・インドネシア意匠 (講師:弁理士 中嶋 恭久)
- ・インドネシア著作権 (講師:弁理士 瀧川 彰人)
- ・インドネシア商標 (講師:弁理士 前田 大輔)

質疑応答

-インドネシア知財の現状と展望-

ASEAN知財動向

日本弁理士会東海支部 国際知財委員会

弁理士 奥村 徹

目次

1. ASEANについて
2. 近時の取り組み
3. ASEAN共同体について
4. AECブループリントについて
5. 各国の取り組み
6. 知財に関連して
7. 最後に

1. ASEANについて (1)

- **ASEAN: 東南アジア諸国連合**
(Association of South- East Asian Nations)
- **東南アジア全域を領域とする地域協力機構**

加盟国: インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア
ブルネイ
ベトナム
ミャンマー、ラオス
カンボジア



出典:wikipedia

3

1. ASEANについて (2)

- **巨大市場に近い立地条件**
- **安価な労働力**
- **ASEAN諸国自体が巨大市場**



出典:wikipedia

4

2. 近時の取り組み

- 加盟国6か国における関税がほぼ撤廃(2010年)
- ASEAN経済共同体(AEC:ASEAN Economic Community)を中心とするASEAN共同体の実現(目標:2015年)

5

3. ASEAN共同体について

- ASEAN安全保障共同体、ASEAN社会文化共同体、ASEAN経済共同体(AEC)からなる。
- AECは、ASEAN共同体の中核。
物品、サービス、投資、資本、熟練労働者の自由な移動の実現。
- AECの特徴
 - (1) 単一市場・生産拠点
 - (2) 競争力のある経済圏
 - (3) 均整のとれた経済発展
 - (4) 世界経済への統合

6

4. AECブループリントについて

- AEC設立に向けた工程表(2007年採択)
- 知的財産に関する項目も設けられている。
 - ASPECの活用促進
 - 知的財産行動計画の完全履行
 - 意匠に関する統一出願制度の構築
 - 主要条約(PCT、マドプロなど)への加盟
 - 伝統的知識／遺伝資源に関する地域的な協力促進
- 加盟国に着実な実行を義務付け
- 最大の課題:スケジュール通りに実行できるか？

7

5. 各国の取り組み(1)

インドネシア



2008－2009

経済に対する著作権システムの貢献の研究
経済と著作権システムとの関わりの研究
マドプロ加盟に向けた研究
伝統的知識、遺伝資源、伝統的文化表現の確認、など

2010－2013

著作権産業の競争力の強化、法改正、など

2014－2015

マドプロ加盟の実現
伝統的知識、遺伝資源、伝統的文化表現のDB構築、など

8

5. 各国の取り組み(2)

フィリピン



主要な条約や協定への加盟

9

6. 知財に関連して(1)

■ 統一システムの実現性 → ?

- 各国の知財状況が違い過ぎる。
- 整備された知財制度を有する国、知財制度の実効性が乏しい国、整備された知財制度を有しない国、が混在。
- 全ての国で足並みを揃えることの困難性。

10

6. 知財に関連して(2)

■ 各加盟国の特許／意匠／商標の出願概況と主要な知財法(その1)

	特許	意匠	商標	知財法
フィリピン	約3000件／年	約1000件／年	約1万5000件／年	知財法
シンガポール	約1万件／年	約1000件／年	約3万件／年	特許法 意匠法 商標法
タイ	約6000件／年	約4000件／年	約4万件／年	特許法(小特許、意匠を包含) 商標法
ベトナム	約4000件／年	約2000件／年	約3万件／年	知的財産法
ミャンマー	—	—	登記所による登録	著作権法 刑法 民法 登記法

11

6. 知財に関連して(3)

■ 各加盟国の特許／意匠／商標の出願概況と主要な知財法(その2)

	特許	意匠	商標	知財法
ブルネイ	—	—	—	特許法 商標法 意匠令 著作権令
カンボジア	数十件／年	数十件／年	約1000件／年	特許／実用新案／商標法 商標／称号／不正競争防止法 著作権法
インドネシア	約6000件／年	約4000件／年	約6万件／年	特許法 商標法 意匠法 著作権法 営業秘密法 半導体集積回路保護法
ラオス	数十件／年	数十件／年	約2000件／年	知的財産法
マレーシア	約6000件／年	約2000件／年	約1万4000件／年	特許法 意匠法 商標法 著作権法

12

6. 知財に関連して(4)

■ PCT加盟状況

加盟国(8か国)＝インドネシア、シンガポール、タイ、
フィリピン、ブルネイ、ベトナム、
マレーシア、ラオス
非加盟国(2か国)＝カンボジア、ミャンマー

■ マドプロ加盟状況

シンガポール、フィリピン、ベトナム
インドネシア(加盟予定)

13

6. 知財に関連して(5)

■ ASEAN特許審査協力プログラム(ASPEC:ASEAN Patent Examination Co-operation)の利用

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、
マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

■ 特許審査ハイウェイ(PPH:Patent Prosecution Highway)の利用

シンガポール、フィリピン、インドネシア、
タイ、マレーシア

14

7. 最後に

ASEANの現状

まとまっているようで、
まだまだまとまっていない。



15



ご清聴ありがとうございました。

-インドネシア知財の現状と展望-

インドネシア知財の概況

日本弁理士会東海支部 国際知財委員会

弁理士 石川 崇朗

目次

- 序章 はじめに
- 第1章 インドネシアはどんな国？
- 第2章 インドネシアの出願統計
- 第3章 インドネシアの知財紛争
- 第4章 法改正の動向
- 第5章 まとめ

はじめに (1)

◆ 国際知財委員会とは？

- 日本弁理士会 東海支部に属する機関の1つ
- 各国の知財制度を調査研究



出典:日本弁理士会ウェブサイト



出典:はっぴよんブログ

3

はじめに (2)

◆ インドネシア現地調査(11/3～11/7)

インドネシア特許庁※ クニンガン庁舎



DGIP Kuningan 庁舎エントランス

※正式には知財総局
(DGIPR: Directorate General of Intellectual Property Rights)



DGIP Kuninganでの面談の様子

4

はじめに (3)

◆ インドネシア現地調査(11/3～11/7)

インドネシア特許庁 タンゲラン庁舎



DGIP Tangerang 庁舎

DGIP Tangerangでの面談の様子



5

はじめに (4)

◆ インドネシア現地調査(11/3～11/7)

AMBadar & Partners (現地事務所)



ランチの後にAMBadarの皆さんと

AMBadarでの面談の様子



6

はじめに (5)

◆ インドネシア現地調査(11/3～11/7)

SKC Law (現地事務所)



SKC Law 会議室

SKC Law エントランスにて



7

はじめに (6)

◆ インドネシア現地調査(11/3～11/7)

Biro Oktroi Roossene (現地事務所)



BORオフィス外観



エントランスにてBORの皆さんと

8

はじめに (7)

◆ インドネシア現地調査(11/3～11/7)

AFFA (現地事務所)

エントランスにてAFFAの皆さんと



AFFAでの面談の様子



9

1. インドネシアはどんな国？ (1)

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

- 国土：日本の約5倍
- 人口：約2億5千万人(世界第4位、日本の約2倍)
- 平均年齢：29.2歳(日本は46歳)



出典:wikipedia

10

1. インドネシアはどんな国？ (2)

◆ 人口ボーナス期:2025年まで

(日本は1990年に終了、中国・タイは2015年まで)

人口ボーナス:15～64歳の生産年齢人口が、それ以外の従属人口(0～14歳、65歳以上の人口)の2倍以上ある状態。多産多死社会から少産少子社会へ変わる過程で現れる。この人口構成になっている国や地域は「若い国」ともよばれ、都市化の進展、工業化による所得増、消費活発化により高い経済成長率を実現する潜在能力がある。

出典:小学館 日本大百科全書

11

1. インドネシアはどんな国？ (3)

◆ GDP

- **成長率:5.16%(2014年)** 近年は5～6.5%で推移
- **総額:約8560億ドル(2014年)**
ASEAN最大の経済規模
(日本:約4.8兆ドル、中国:約10兆ドル、タイ:約3800億ドル)
- **一人あたり:約3,403ドル(2014年)**
(日本:約37,539ドル、中国:約7,572ドル、タイ:約5,550ドル)

12

1. インドネシアはどんな国？ (4)

◆ 日本からの直接投資額: 約3,800億円 (2013年)

参考

- ASEAN全体: 約2兆3000億円(前年比2.7倍)
- タイ: 約1兆111億円
- 中国: 約8,900億円



13

1. インドネシアはどんな国？ (5)

◆ 自動車販売台数: 約121万台(2014年)

参考

- 日本: 約556万台
- 中国: 約2,349万台
- タイ: 約88万台



14

1. インドネシアはどんな国？ (6)

◆ まとめ

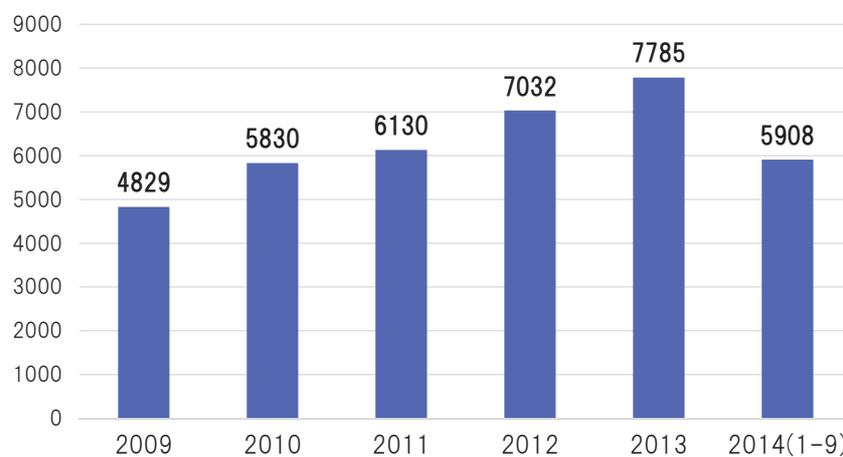
インドネシアは、日本企業にとって
商品・サービスの魅力的な市場



15

2. インドネシアの出願統計 (1)

インドネシアの特許出願件数



出典：インドネシア特許庁

※約9割が外国からの出願

16

2. インドネシアの出願統計 (2)

インドネシアの特許出願件数(国別)

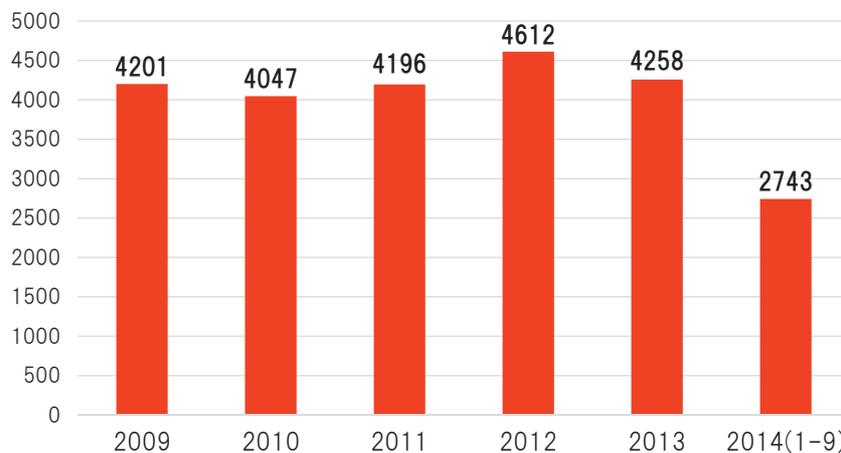
NEGARA COUNTRY	TAHUN 2011 YEAR 2011	TAHUN 2010 YEAR 2010	TAHUN 2009 YEAR 2009
AMERIKA SERIKAT UNITED STATES  US	1211	1255	1059
JEPANG JAPAN  JP	1202	1115	862
INDONESIA INDONESIA  ID	778	756	669
JERMAN GERMANY  DE	541	449	347
SWISS SWITZERLAND  CH	342	303	276
BELANDA NETHERLAND  NL	249	289	229
PERANCIS FRANCE  FR	213	217	171
KOREA KOREA  KR	186	182	148
INGGRIS UNITED KINGDOM  GB	164	144	143
CINA CHINA  CN	154		

出典: Am Badar 提供資料

17

2. インドネシアの出願統計 (3)

インドネシアの意匠出願件数



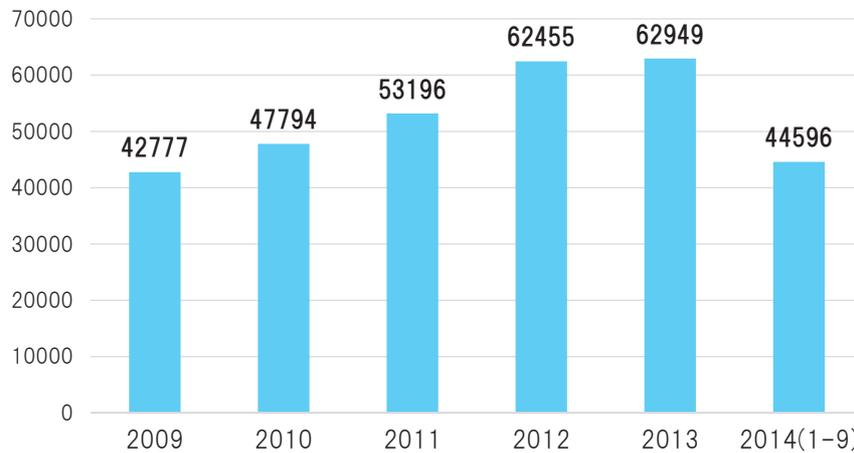
出典: インドネシア特許庁

※約8割が国内からの出願

18

2. インドネシアの出願統計 (4)

インドネシアの商標出願件数



出典: インドネシア特許庁

2. インドネシアの出願統計 (5)

インドネシアの商標出願件数(国別 2011年)

Negara	Jumlah
United States (US) 	493
Japan (JP) 	477
China (CN) 	180
Germany (DE) 	180
Singapore (SG) 	156
Switzerland (CH) 	134
France (FR) 	115
South Korea (KR) 	94
Taiwan (TW) 	79
Italy (IT) 	70

出願総数: 53,196件
国内総数: 50,653件
外国総数: 2,543件

出典: Am Badar 提供資料

2. インドネシアの出願統計 (6)

◆ まとめ

インドネシア市場で目にする日本製品の割合
に対して、日本からの出願件数が少ない



21

3. インドネシアの知財紛争 (1)

◆ 民事訴訟(特許無効、商標取消を含む)

◆ 刑事訴訟

◆ 税関による差止め(水際措置)

対象: 商標・著作権の侵害貨物

◆ 裁判所による仮処分

対象: 特許・意匠・商標・著作権の侵害品



22

3. インドネシアの知財紛争(2)

◆ 民事訴訟(特許無効、商標取消を含む)

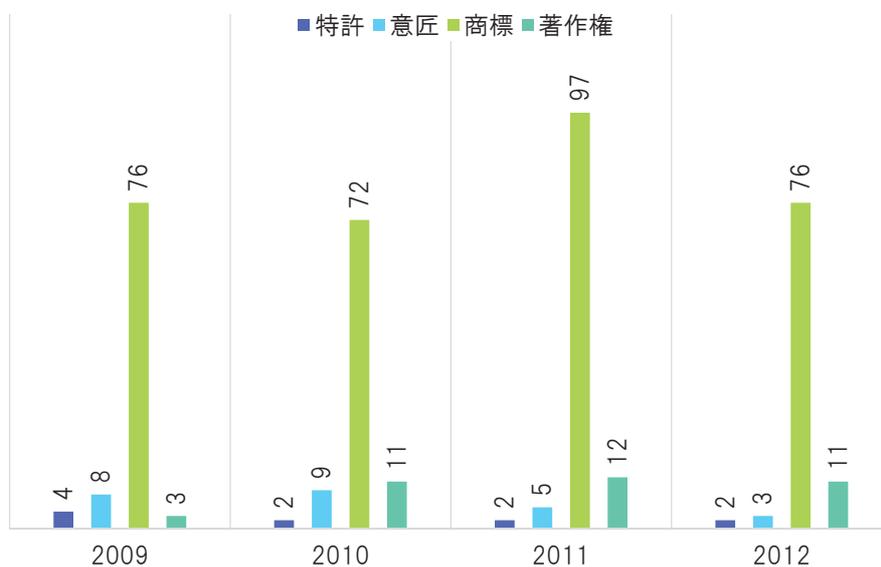
- 商務裁判所(全国に5つ)→最高裁の二審制
- 民事訴訟の8割以上が商標の登録取消訴訟



23

3. インドネシアの知財紛争(3)

中央ジャカルタ商務裁判所の知財裁判統計



出典: 中央ジャカルタ商務裁判所

24

3. インドネシアの知財紛争 (4)

◆ 刑事訴訟

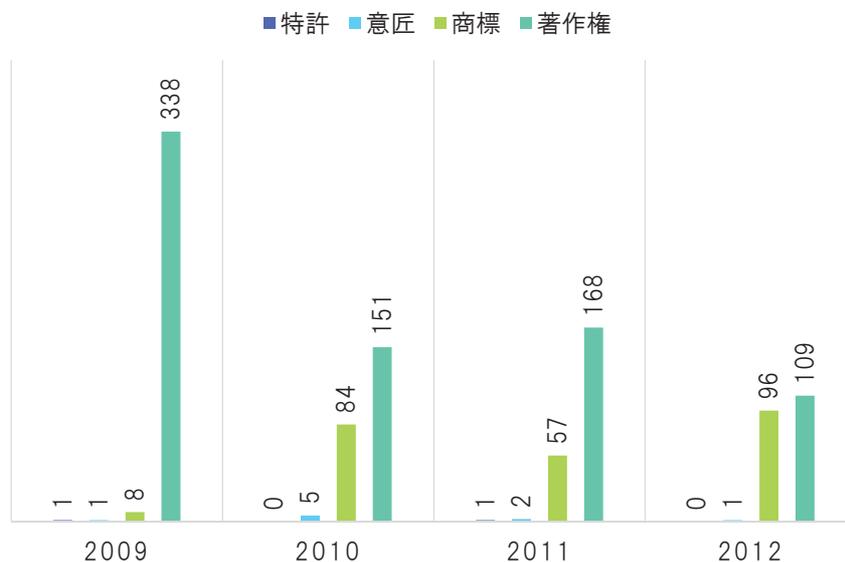
- 原則として、地裁→高裁→最高裁の三審制
- 警察ルート
国家警察、州警察、県警察、都市警察
- インドネシア特許庁の
捜査局ルート (2011年新設)



25

3. インドネシアの知財紛争 (5)

インドネシア国家警察 知財侵害取締り件数

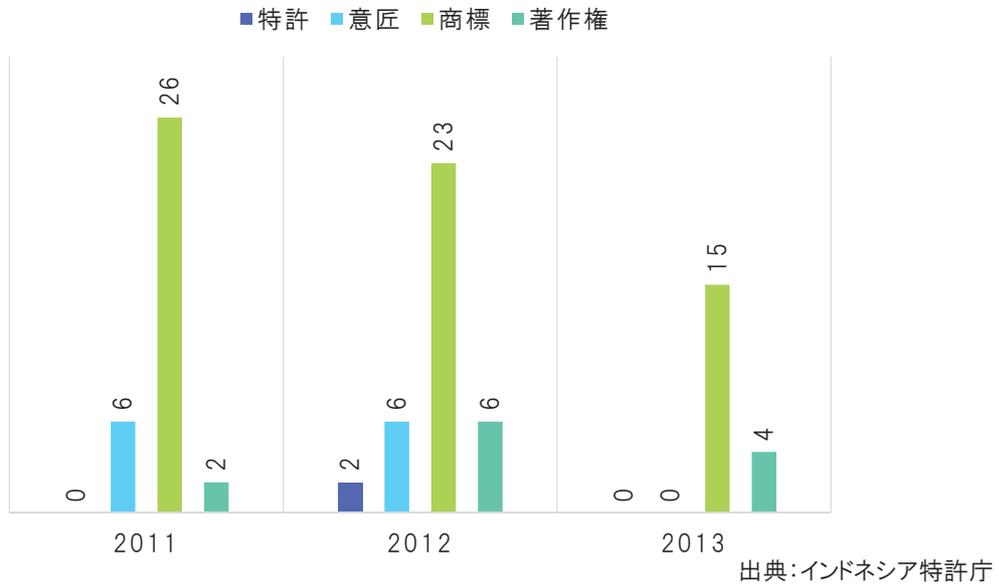


出典:インドネシア国家警察

26

3. インドネシアの知財紛争 (6)

インドネシア特許庁捜査局 知財侵害取締り件数



27

3. インドネシアの知財紛争 (7)

◆ まとめ

外国企業同士の紛争増加に備え、
インドネシアでの知的財産権の取得が重要



28

4. 法改正の動向

- ◆ **特許法:2015年予定**
権利行使の強化を期待
- ◆ **意匠法:2015年予定**
部分意匠、類似概念の導入、権利期間の延長、
ハーグ協定との整合
- ◆ **商標法:2015年予定**
マドリッドプロトコルとの整合
- ◆ **著作権法:2014年改正済み**

29

5. まとめ

現状のインドネシア知財に関しては不十分な点も多々あるが、インドネシアでビジネスを行うのであれば、特許権・意匠権・商標権の取得や著作権登録を積極的に考えるべきである。



30

ご清聴ありがとうございました。

-インドネシア知財の現状と展望-

インドネシア特許

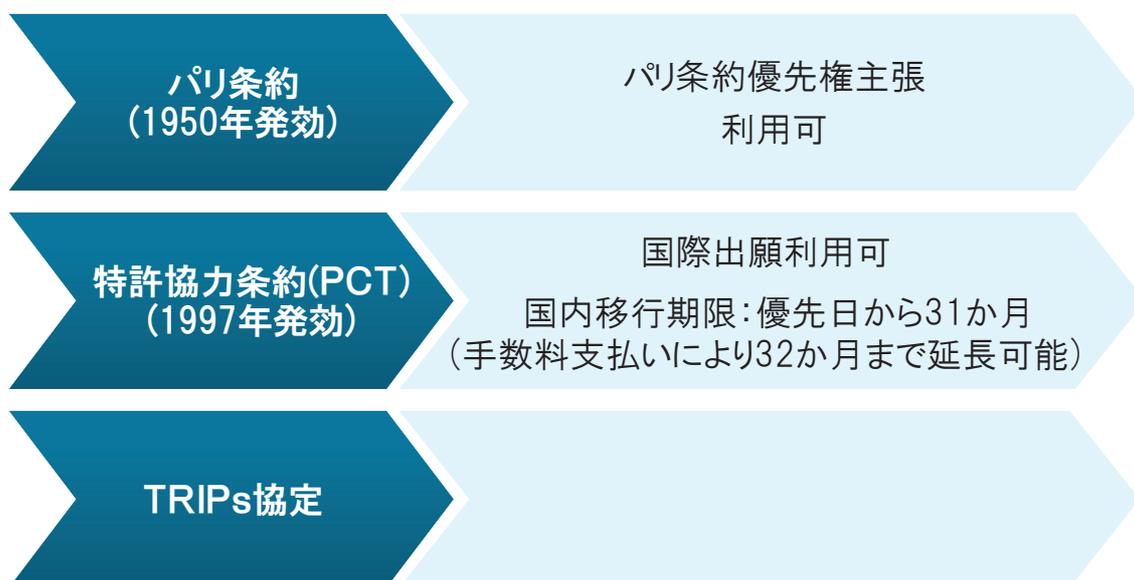
日本弁理士会東海支部 国際知財委員会

弁理士 木村 誠司

目次

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 加入条約等 | 10. 審査手続の種類 |
| 2. 特許の種類 | 11. 発明の単一性、補正手続 |
| 3. 不登録事由 | 12. 出願の分割、変更 |
| 4. 出願手続 | 13. 拒絶に対する不服審判 |
| 5. 方式審査 | 14. 特許権 |
| 6. 出願公開 | 15. 実施権、先使用权 |
| 7. 特許データベース | 16. 特許権の侵害 |
| 8. 出願公開の効果 | 17. 救済 |
| 9. 実体審査 | 18. 特許取消訴訟 |

1. 加入条約等



3

2. 特許の種類

(1) 特許

- 存続期間: 出願日から20年(8条)
- 保護対象: 技術分野における特定の問題を解決するために注がれた発明者の思想であって、物もしくは方法、または、物もしくは方法の改良および開発の形をとりうるもの(1条)

(2) 簡易特許

- 存続期間: 出願日から10年(9条)
- 保護対象: 新規な製品または装置の発明であり、形状、形態、構造もしくはこれらの組み合わせであって、実用的な価値が認められるもの(6条)

※特許と簡易特許は先後願関係となり得る(出願人等同一でも)

4

3. 不登録事由

- 新規性(3条(2)):世界
 - いわゆる拡大先願(3条(3))
 - 進歩性(2条(2))
 - 産業上利用可能性(2条(1))
 - 不登録事由(7条+法律の公式見解)
- } 新規性喪失の例外規定あり
(4条(1)、(2))

(1) 公序良俗違反	(6) 美的創作物
(2) 人体または動物に対する処置方法	(7) 計画
(3) 科学的／数学的理論	(8) 知的活動、ゲームのルールおよび方法
(4) 微生物を除く生物	(9) コンピュータプログラムの規則及び方法
(5) 植物又は動物の生産のための本質的に生物学的である方法	(10)情報の提示

更に、最先の出願であること(34条(1))

5

4. 出願手続(1)

- 手続言語:インドネシア語(24条)
- オンライン出願:不可(規則2(5))
- 出願日を得る為の最小限要件(24条、30条):

- ✓ インドネシア語による願書
- ✓ 英語又はインドネシア語による明細書及びクレーム
 - 英語の明細書及びクレーム:出願から30日以内にインドネシア語による翻訳文の提出が必要(30条)
- ✓ 明細書中で言及した図面
- ✓ 所定の手数料

特許庁クニンガン庁舎



- 複数請求項への従属、複数請求項に従属する複数請求項への従属:可能

6

4. 出願手続(2)

- **代理人:**インドネシア非居住者は特許庁に登録している知的所有権コンサルタントを代理人として選任する必要あり(26条)
(委任状:公証不要)
- **譲受人が出願する場合:**宣誓書の提出必要(規則2(4))
(出願時または出願から3か月以内)
- **優先権主張:**出願と同時又は願書の受理から4か月以内(規則44)
 - 優先権証明書(優先日から16か月以内(27条))
⇒英語以外の場合、英語による翻訳文を提出する必要あり
 - 特許庁は基礎出願のインドネシア語翻訳文を要求できる



特許庁出願受付窓口

7

5. 方式審査

- **第1回目の拒絶理由通知:**通常3か月の応答期間(32条)
 - 期間満了前の延長申請 $\left\{ \begin{array}{l} 1回目:2か月 \\ 2回目:1か月、手数料必要 \end{array} \right.$
- **第1回目の拒絶理由通知に応答しない場合、第2回目の拒絶理由通知**
 - 直ちに応答しない場合、出願は見なし取り下げ(33条)



特許庁職員との会合の様子

8

6. 出願公開 (1)

- 全ての方式要件を満たす出願につき、出願日または優先日のいずれか早い方から18か月経過後、6か月間公開(42条、44条)
- 所定料金納付により早期公開請求可能(42条(3))
- 簡易特許は出願日から遅くとも3か月後に3か月間公開(42条、44条)
- 公報の表紙を次のウェブページおよび特許庁掲示板に掲示(43条)

<http://www.dgip.go.id/paten-pengumuman-a-tahun-2014>

9

6. 出願公開 (2)



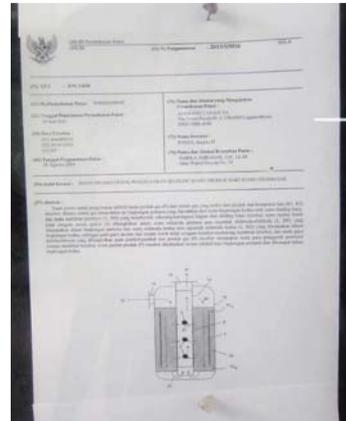
<http://www.dgip.go.id/paten-pengumuman-a-tahun-2014>

10

6. 出願公開(3)



出願公開公報 掲示板



出願公開公報

11

7. 特許データベース(1)

■ 特許庁の特許情報データベース <http://paten-indonesia.dgip.go.id/>

⇒インドネシア語による構造化検索可能

- ✓ 特許種別(通常特許、簡易特許)
- ✓ キーワード(タイトル、請求項、要約)
- ✓ ステータス情報(許可、拒絶、審査中等)
- ✓ 各種番号(出願番号、特許番号、IPC等)
- ✓ 名前(発明者、出願人、知財コンサルタント)
- ✓ 各種日付(受理日、優先日、有効期間等)



公報検索端末

■ 英語版検索システムの構築・供用開始の予定あり

■ 特許庁職員専用データベース:毎日更新、高い信頼性

⇒特許庁職員(審査官)に対する特許調査の依頼可能

12

7. 特許データベース (2)



<http://paten-indonesia.dgip.go.id/>

13

7. 特許データベース (3)

DJHKI
PENELUSURAN DATA PATEN INDONESIA

bolpoin Cari

Hasil pencarian 5 item
Pencarian Terstruktur

Batal

ALAT-ALAT TULIS

 **IPC :** B 43 K 27/00
Nomor Permohonan : P00199603035
Nomor Paten : 16066
Tanggal Penerimaan : 23 Oct 1996
Tanggal Pengumuman : 24 Apr 1997
Tanggal Pemberian : 24 Jun 2005
Tanggal Kadaluarsa : 23 Oct 2016
Nama Inventor : Lihat Abstrak

Batal

KOMPUTER PENA

 **IPC :** F 42 B 22/16
Nomor Permohonan : P00199900480
Nomor Paten : 15303
Tanggal Penerimaan : 24 May 1999
Tanggal Pengumuman : 30 Nov 2000
Tanggal Pemberian : 20 Jan 2005
Tanggal Kadaluarsa : 24 May 2019
Nama Inventor : Ming-Tung Shen Lihat Abstrak

Batal

SUATU PEMBUNGKUS BOLPOIN DARI KULIT DAN ATAU KAIN

 **IPC :** B 43 K 7/00B 43 L 12/00
Nomor Permohonan : S00199100005
Nomor Paten : 33
Tanggal Penerimaan : 10 Aug 1991
Tanggal Pengumuman : 18 Apr 1991
Tanggal Pemberian : 12 Sep 1994
Tanggal Kadaluarsa : 12 Sep 2004
Nama Inventor : Choo-Js Kim Lihat Abstrak

Kategori

Semua Jenis Paten
 Paten
 Paten Sederhana

Sortir

NOMOR PERMOHONAN ▼

ASC ▼

Status

Ditolak
 Diberi
 Batal
 Dalam Proses
 Berakhir

Filter

キーワード="bolpoin(ボールペン)"による検索結果

14

7. 特許データベース (4)

DJHKI
PENELUSURAN DATA PATEN INDONESIA

bolpoin 探す

検索は、5項目の結果
構造化検索

カテゴリ
 特許のすべてのタイプ
 特許
 シングルな特許

ソート
 出願番号
 ASC

ステータス
 拒否された
 与えられたこと
 ナル
 プロセスで
 結局
 フィルタ

STATIONERY
 IPC: B 43 K 27/00
 出願番号: P0019900305
 特許番号: 16096
 出願日: 1999年10月23日
 発表日: 1999年4月24日
 付与日: 2005年6月24日
 有効期限: 2016年10月23日
 発明者の氏名: ビュー抽象

ナル
 COMPUTER PENA
 IPC: F 42 B 16分の22
 出願番号: P00199000480
 特許番号: 15300
 出願日: 1999年5月24日
 発表日: 2000年11月30日
 付与日: 2005年1月30日
 有効期限: 2019年5月24日
 Inventorの名称: 明原マユミ ビュー抽象

結局
 レザーとCR生地地のボールペンラッピング
 IPC: B 43 K 7/00, B 43 L 12/00
 出願番号: S00199100005
 特許番号: 38
 出願日: 1991年8月10日
 発表日: 1991年4月10日
 付与日: 1994年9月12日
 有効期限: 2004年9月12日
 Inventorの名称: チューチューワのキム ビュー抽象

(インターネット上での和訳の結果を表示)

15

7. 特許データベース (5)

構造化検索

タイプ	タイプ特許 特許のすべてのタイプ	
ステータス	<input type="checkbox"/> 拒否された <input type="checkbox"/> ナル <input type="checkbox"/> 結局 <input type="checkbox"/> 与えられたこと <input type="checkbox"/> プロセスで	
数	出願番号	特許番号
	IPC	優先順位番号
	標準ファイル	配列ファイル
	ファイルのSer	NBRファイル
	番号のお知らせ	
テキスト	タイトル	請求
	抽象	

構造化検索画面(部分)(インターネット上での和訳の結果を表示)

16

7. 特許データベース (6)

名前	名前Inventorの Nama Inventor <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	所有者の名前 Nama Penilik <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>
	コンサルタントの名前 Nama Konsultan <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	
市民権	市民権所有者 Kewarganegaraan Penilik <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	市民権Inventorの Kewarganegaraan Inventor <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>
	市民権の優先順位 Kewarganegaraan Prioritas <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	市民権コンサルタント Kewarganegaraan Konsultan <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>
日付	発願日 Dari <input type="text"/>	日付のお知らせ Dari <input type="text"/>
	Sampai <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	Sampai <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>
	日付所有権 Dari <input type="text"/>	寄付の日付 Dari <input type="text"/>
	Sampai <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	Sampai <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>
	有効期限 Dari <input type="text"/>	優先日 Dari <input type="text"/>
	sampai <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>	Sampai <input type="text"/> <input type="button" value="アノ▼"/>

構造化検索画面(部分)(インターネット上での和訳の結果を表示)

17

8. 出願公開の効果

■ 公開後に侵害被疑者に警告状を送付

⇒特許権付与後に特許権侵害が認められれば、警告状の送付日から損害賠償額が計算され得る(特許は出願日に遡及して有効:58条)

■ 異議申立て: 公開された発明に対して、その公開期間中に、一般公衆が異議申立てを行うことができ、異議申立書、出願人からの答弁書は、出願の実体審査において考慮される(45条)

➢ ただし、実際の異議申し立て件数は僅少(2011~2013年:2件)

18

9. 実体審査

- 出願日から36か月以内に実体審査請求可能(49条)
(簡易特許は出願日から6か月以内(105条))
- 審査期間: 審査請求受理日から36か月(簡易特許は24か月)以内に、特許庁は出願の許可または拒絶を決定(54条)
- 出願人は、自発的に、対応外国出願における調査報告や審査結果を提出可能
- 簡易特許は新規性と産業上利用可能性のみ審査(105条)

19

10. 審査手続の種類

◆ 通常審査手続と完全審査手続

- ① **通常審査手続**: 優先権主張を伴う特許出願の場合、通常、審査官から、対応外国出願における調査報告等を提出するように要求される
- ② **完全審査手続**: 優先権主張を伴わない特許出願については、完全審査手続と呼ばれる審査が行われる
(通常、優先権主張の基礎となっていない対応外国出願が存在していたとしても、出願人に外国での審査結果を提出する義務は課されない)

(参考: JPO-PPH、ASPEC利用による審査促進可能性あり。)

20

11. 発明の単一性、補正手続

- **発明の単一性**: 出願は、1つの発明又は単一性を有する複数の発明に対してのみ可能(21条)
 - 単一性を有する複数の発明: 相互に関連した複数の発明(規則27)
- **単一性違反**: クレームの削除又は出願分割で対応可能
 - 治癒しない場合、第1の発明に属するクレームグループのみ審査(36条(5))
- **出願時の発明の範囲を拡大しない補正は可能(35条)**
 - 新規事項の追加禁止 = 厳格適用

21

12. 出願の分割、変更

- 出願分割は、実体審査終了前であればいつでも、自発的、単一性違反拒絶いずれにおいても可能(36条、規則7、8)
- 特許出願、簡易特許出願の間の変更は、原出願の実体審査終了前であればいつでも可能(37条、規則12)



特許庁タンゲラン庁舎



訪問団(左端は通訳者)



特許庁審査官(中央: 審査部長)

22

13. 拒絶に対する不服審判(1)

- 出願人は、審査官による出願の拒絶に不服がある場合には、特許審判委員会に審判請求することができる(60条(1))
- 審判請求は、拒絶の通知日から3か月以内に行わなければならない(61条(1))
- 特許審判委員会が請求は認められると決定した場合、特許庁に対して、審判対象の出願に対し特許証を発行するよう命令する
- 特許審判委員会の決定に対する訴えは、商務裁判所に提起することができる。訴えの提起は、特許審判委員会からの拒絶を受け取った日から3か月以内に行うことができる(62条(4))

23

13. 拒絶に対する不服審判(2)

◆ 近年の不服審判請求件数とその結果

年	件数	結果内訳
2010	4	拒絶1、許可3
2011	0	N/A
2012	2	許可1、不受理1
2013	5	拒絶1、不受理4
2014	3	不明

24

14. 特許権 (1)

- **実体審査の結果、特許すべきものと判断されると、特許証が交付され、これにより特許権が発効する(55条、57条)**
- **維持年金**:維持のため、特許付与日から1年以内に納付を開始しなければならない(114条)
 - 第1回目に納付する年金は、出願日から第1回目の納付の年までの年金をカバーしなければならない(114条(3))
 - 次回の年金納付は、遅くとも特許付与日と同日、または、当該特許につき実施権があれば実施権登録の日までに行う(114条(2))

25

14. 特許権 (2)

- **特許権者は、インドネシア国内でその特許を実施する義務を負う(17条(1))**
 - 実施権者または政府による実施でも良い
 - 発明の実施が地域的規模でなされることが妥当な場合のみ、上記義務から除外される(17条(2))
 - 違反すると、強制実施権の付与対象となる(75条)
- **存続期間の延長**:規定無し
- **特許権発行後の訂正**:規定無し

26

15. 実施権、先使用权(1)

- 実施権の種類を制限する明文の規定はない
- 実施権契約は、特許庁に記録しなければならない。記録されていない場合、かかる実施権契約は第三者に対する法的効力を持たない(72条(2))
 - ▶ ただし、登録に関する規定がなく、実際には当事者間の契約のみ
- 強制実施権の設定は特許の実施と見なされる(80条)
- 簡易特許について強制実施権の申請不可(107条)

27

15. 実施権、先使用权(2)

- 特許がインドネシア国内で全くまたは部分的にしか実施されていない場合において、特許権付与の日から36か月が経過した後は、何人も、特許庁に強制実施権の申請をすることができる(75条)
 - ▶ ただし、細則が未整備であり、実績はない
- 先使用者(13条)が特許付与後に同一発明について特許出願すると、先使用者証明書の形態で先使用者として認定される(15条)
 - ▶ ただし、細則が未整備であり、実績はない

28

16. 特許権の侵害(1)

特許法第16条(1)

特許権者は、自己の所有する特許を実施し、かつ、その許諾なしに次に掲げる行為をすることを他の者に禁止する排他的権利を有する

- (a) 製品特許の場合：特許を付与された製品を製造し、使用し、販売し、輸入し、賃貸し、配送し、又は販売、賃貸又は配送のために供給すること
- (b) 方法特許の場合：製品を製造するために特許を付与された製造方法を使用すること、及び(a)にいうその他の行為をすること

29

16. 特許権の侵害(2)

- **侵害の認定**：特許権の範囲はクレームにより決定される
 - クレーム解釈の方法について明文規定はなく、裁判所は通常、クレームを文言通り解釈
 - ただし、クレームの解釈において、明細書および図面の記載を参酌することは可能
- **間接侵害、均等侵害**：規定されていない。判例も存在しない(先例主義を採用していない)

30

17. 救 済

■ 刑事上の救済:

	懲役	罰金
特許侵害	最長4年	最高5億ルピア
簡易特許侵害	最長2年	最高2億5千万ルピア

■ 民事上の救済: 差し止め、損害賠償請求(118条)

➤ 裁判所の仮決定の規定あり(125条)

■ 特許庁内に捜査局が2010年12月30日に設置、 2011年4月から本格的に活動を開始

31

18. 特許取消訴訟

1 若しくは複数のクレーム又はクレームの一部を取り消すこと
について商務裁判所に訴訟を提起可能(91条、92条)

取消理由

- (a) 当該特許が、第2条(新規性、進歩性、産業上利用可能性)、第6条(簡易特許の保護対象)及び第7条(不登録事由)にいう規定により、付与されるべきでなかった場合
- (b) 当該特許が、本法に基づき同一の発明に対して他の者に既に付与された他の特許と同一である場合
- (c) 強制ライセンスの付与が、当該強制ライセンス付与の日又は複数の強制ライセンスが付与された場合は最初の強制ライセンス付与の日から2年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法において特許の実施を継続することを防止することができないものと判明した場合

32

ご清聴ありがとうございました。

-インドネシア知財の現状と展望-

インドネシア意匠(産業デザイン)

日本弁理士会東海支部 国際知財委員会

弁理士 中嶋 恭久

目次

インドネシア 意匠の保護の概要

- 意匠の保護の概要
- 意匠出願件数

インドネシア意匠

- 加入条約
- 意匠制度
- 意匠の保護対象
- 出願
- 審査
- 意匠権取得のメリット
- 意匠法の問題点

まとめ

インドネシア 意匠の保護の概要

注目度

生産国のみならず、
巨大な**消費市場**としての重要度の高まり

意匠の重要性

早期権利化、権利行使の容易さ
模倣品に対する簡易且つ迅速な対応

形態模倣対策

増加する**工業製品**の**形態模倣**に対して
意匠権がなければ、
他の法律では対応が困難。

法律と運用

法制度・規則と、実際の運用
ASEANで条約加入・法改正が加速

3

意匠出願件数(1)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
DGIPR*に出願された 意匠出願件数	4,473	3,866	4,201	4,047	4,196	4,012	4,258

* DGIPR:インドネシア特許庁

⇒ 出願件数をみると、概ね4000件台をキープしている。

出典: APAA 63rd COUNCIL MEETING Designs Committee Indonesian Group Report 2014
By Insan Budi Maulana October 14, 2014

4

意匠出願件数(2)

外国出願人／国内出願人の割合

インドネシア全体	4196	
国内出願	2738	65.3%
海外からの出願 (うち日本からの出願)	1458 387	34.7% 9.2%

注:2011年 意匠登録出願数、国内出願には、海外企業の現地法人を含む。

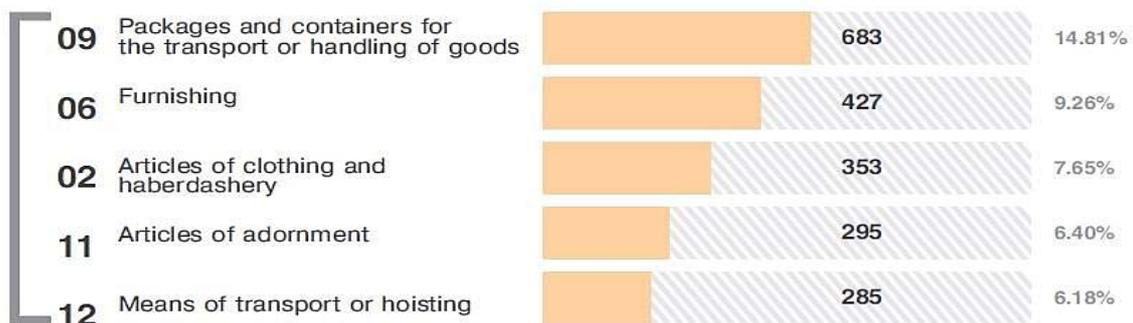
⇒ 比較的、国内からの利用が多い傾向が分かる。

出典:AIPPI JAPAN ASEAN諸国の意匠登録制度及びその運用実態に関する調査研究(平成25年2月)

5

意匠出願件数(3)

Klasifikasi Locarno Locarno Classification



出典: APAA 63rd COUNCIL MEETING Designs Committee Indonesian Group Report 2014
By Insan Budi Maulana October 14, 2014

2009～2013年のロカルノ分類別比率をみると、下記の分類が多い。

- 09 商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器
- 06 家具
- 02 衣料品及び小間物類
- 11 装飾用品
- 12 輸送又は引き揚げの手段

⇒ 日常雑貨、装飾品の割合が多く、工業製品は少ない。

6

加入条約

パリ条約

パリ条約優先権主張可

TRIPs協定

我が国との二国間交渉で、
意匠の新規性の判断の根拠とされる

ロカルノ協定

意匠の**国際分類**に関するロカルノ協定
未加盟 但し、ロカルノ分類(第9版)を使用する

ハーグ協定

意匠の**国際登録**に関するハーグ協定
未加盟 アセアン知的財産権行動計画で、
2015年までの加盟を表明するが、“**Jam karet**”

7

意匠制度

法律

2000年12月20日制定の
インドネシア意匠法により保護
日本の特許法と同様に、
特許法とは別の独立した法体系

規則

実務的な内容は規則による

意匠法は近年中に**改正**予定

但し、インドネシアの時間は、**Jam karet**(ジャム・カレッツ/ゴムの時間)
であり、法律ができて運用が整備されずに、使えないままであったり
するのが珍しくないため、実際改正がいつになるのかはわからない。

8

意匠の保護対象

意匠の定義

工業意匠(以下「意匠」という。)とは、形状、輪郭又は立体若しくは平面形状における線又は色彩からなる構図若しくは線及び色彩又はそれらの組合せに関する創作であって、美的価値を有し、立体又は平面図形に実現可能で、製品、物品、工業製品又は手工芸品の生産に使用されるものである。

- (1) 形状、輪郭
- (2) 立体若しくは平面形状における線
- (3) 色彩からなる構図若しくは線及び色彩
- (4) (1)～(3)の組合せ

美的価値を有し、
立体又は平面図形に実現可能で、

に関する創作であって、

製品、物品、工業製品又は
手工芸品の生産に使用されるもの

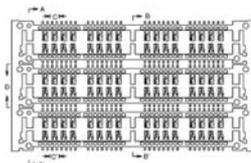
9

意匠の保護対象(1-1)

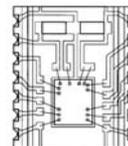
■ 肉眼では観察できないものは保護対象外

例1: **肉眼で観察**できること。肉眼で観察できない電子デバイスの形状は登録できない(特許庁での審査官へのインタビュー)

参考: 日本での登録例



参考イメージ: 登録1445012

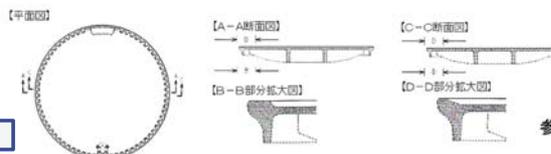


参考イメージ: 登録1170245

例2: 断面図でしか把握できないマンホールの蓋の周縁形状。

断面図の提出は認められているが、**断面図のみ**から把握できるものは不可

参考: 日本での登録例



参考イメージ: 意匠登録1330637

10

意匠の保護対象(1-2)

参考: 日本での登録例

■ 機能的な形状

美的価値は、**機能美**でもよい。

例: 歯車のような機能的な部品も登録が可能



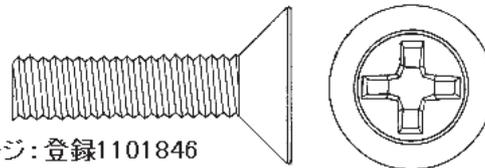
参照イメージ: 登録1471200

⇒ 原則、一定の技術的な効果があるものは、特許又は、小特許で登録を受けるべき。

但し、**特許**又は**簡易特許**と、意匠とは先後願の関係になく事実上併存可。

⇒ 基本的に択一的な関係(特許庁)。

⇒ 簡易特許と意匠が併存すると、裁判所は技術的な効果がないとして意匠のみ権利を認める可能性(代理人見解)。



参照イメージ: 登録1101846

参考: 日本での登録例

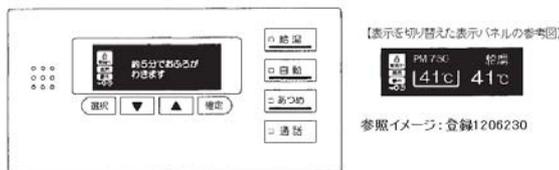
11

意匠の保護対象(1-3)

■ 表示画面

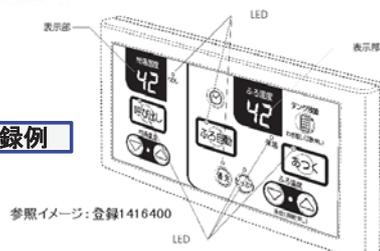
例: エアコン等のリモコンの液晶ディスプレイは、**リモコン全体**として登録可能。

但し、**表示画面のみ**の部分意匠として登録は、否定的(代理人見解)。

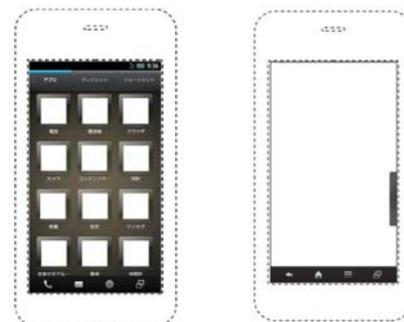


参照イメージ: 登録1206230

参考: 日本での登録例



参照イメージ: 登録1416400



参照イメージ: 登録1456825(携帯電話)

参考: 日本での登録例

例: 単独の**アイコン**は、登録性なし。

12

意匠の保護対象(2)

部分意匠

意匠法上では明記されていない。

意匠法上では明記されていないが、意匠規則では、**保護を求めない部分を点線で描き分ける**と記載されており、実質的に認められている(意匠規則第6条(1)(g))。

但し、点線部分が異なる物品の権利行使については、実績が不明。

秘密意匠

秘密意匠はないが、公開の繰延べができる。

出願時に出願人の請求により**出願日または優先日から12か月**を超えない範囲で公開繰り延べすることができる(意匠法第25条(4)、(5))

13

意匠の保護対象(3)

動的意匠

動的意匠の保護制度はない

実務的には、動的意匠のようにいくつかの変化のバリエーションを表示して示すことができる(審査基準)。

⇒ 但し、インドネシアの意匠権によって**保護される範囲**に含まれるのは、**最初の形状のみ**であり、変化の過程は保護されず、単に参照されるのみである。それゆえ、変化の過程を保護されるように主張することはできない。

∴ 結局、出願人が変形後の形状も保護されることを主張するためには、その形状について個別に出願しなければならない。

14

意匠の保護対象(4)

組物の意匠

一定の組物の意匠は保護される

複数意匠でも、**同一クラス**に属するものは一出願可能(意匠法第13条b)

同一クラスとは、ロカルノ分類のクラスを指す。

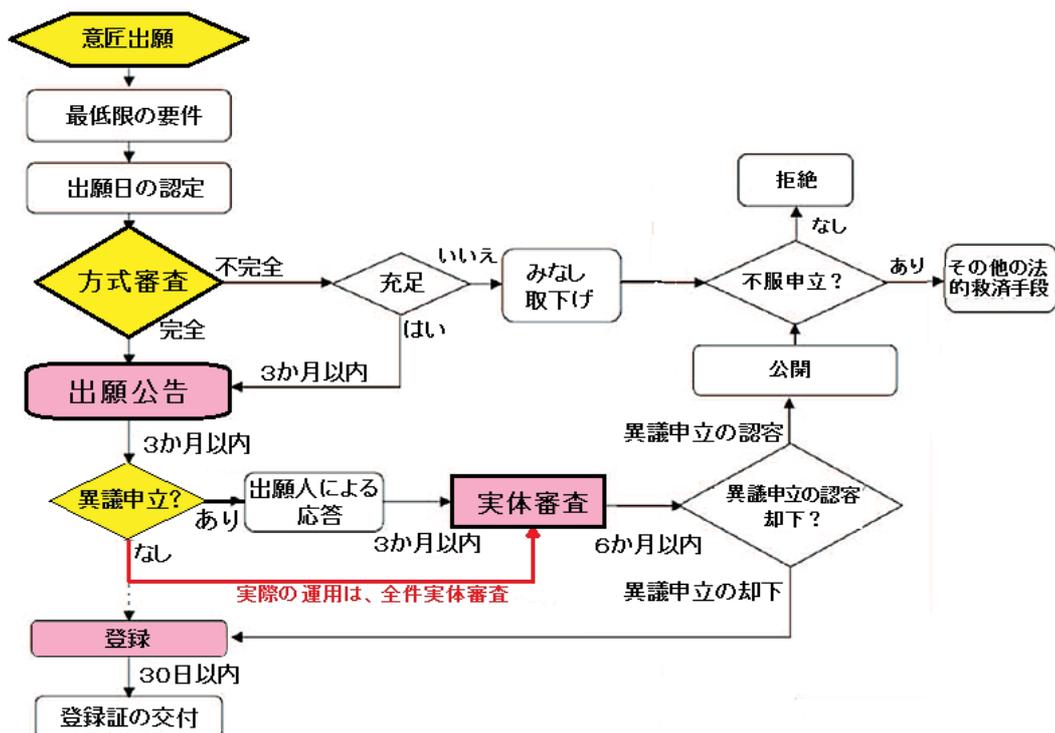
例えば、一組のカップとソーサは、一意匠とみなされる。

関連意匠

関連意匠の保護制度はない

15

意匠審査フロー



16

審査に要する期間

審査手続きに要する期間は、
出願から**3か月**程度で **出願公告** され、
12か月程度で **ファーストアクション** があり、
平均**13か月**で **意匠登録公報** が発行される。

⇒ 内国民の出願も多いことから、審査は外国の審査結果に依存することなく、外国人の直接出願でも早期に権利化が可能である。

出典：AIPPI JAPAN ASEAN諸国の意匠登録制度及びその運用実態に関する調査研究(平成25年2月)

17

出願(1)

一意匠一出願

意匠の**単一性**を有するものは一出願可能(意匠法第13条a)

意匠の説明

(1) **保護**を受けようとする意匠の部分
(2) **新規性**を伴う意匠の部分
(意匠規則第24条)

意匠に係る物品

意匠の**物品又は製品**について、**用途**の範囲の説明(意匠規則第24条)

パリ条約優先権

部分意匠と全体意匠は、原則相互に優先権の基礎とはされないので注意

18

出願(2)

新規性喪失 の例外

意匠は、その出願日前6月以内に所定場合に該当する場合は、公開されたものとはみなされない(意匠法第3条)。

- (a) インドネシア国内又は国外における公の又は公とみなされる国内又は国際博覧会において展示される場合、又は
(b) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用された場合

- 販売は認められない。
- 公の博覧会とは政府主催の博覧会、公とみなされる博覧会とは政府の認定又は承認を得ている民間主催の博覧会。

19

審査(1)

審査基準

庁内には存在する
公開はされていない

実体審査

- ① 意匠の**新規性**
- ② **法規・公序良俗・宗教**
又は**道徳**に違反する事項。
- ③ 出願の**単一性**
- ④ 意匠の表現の**明瞭性**
(意匠法規則第24条)

20

審査(2-1)

新規性

インドネシア意匠法第2条
(1) 意匠権は、**新規**な意匠に対して与えられる。

インドネシア意匠法には、「**類似**」の概念がない。
また、「**創作非容易性**」の概念もない。

21

審査(2-2)

新規性の判例

意匠の**同一**とは、**実質的同一**である。

模倣意匠の同一性に関する判決例 — バイク意匠登録取消事件

<概要>

2001年6月ホンダのスクーター型バイクに関する意匠登録の後願であるインドネシアのバイク販売業者Agloのスクーター型バイクのリアコンビネーションランプの意匠出願に対して、最高裁判所はTRIPS協定第25条第1項を引用し、意匠の同一性判断は、両意匠間の相違点が「**実質的(significantly)**」であるかどうかを見て行うべきであるとし、ホンダ側の主張を認める判決を下した。

⇒ 文言上同一とあるが、TRIPS協定の解釈上、著しく相違する(**significantly** differ)ものでなければ保護しなくてはならない。

22

審査(2-3)

(参照)TRIPS協定第25条1項第2文

日本政府は、インドネシア政府との交渉において、TRIPS協定第25条1項第2文の「加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組み合わせと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる」との任意規定をインドネシアに義務付けることにより、意匠の登録要件(新規性)の厳格化を狙った。交渉の結果、インドネシアは新規性の判断の厳格化に同意し(8)、「意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組み合わせと**著しく異なるものでない場合**には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとする」ことで合意した(第113条1項第2文)。

TRIPS協定第25条第1項

Members shall provide for the protection of independently created industrial designs that are new or original. Members may provide that designs are not new or original if they do not **significantly** differ from known designs or combinations of known design features. Members may provide that such protection shall not extend to design dictated essentially by technical or function considerations.

23

審査(3)

無審査主義

原則は、実体審査なしの**無審査主義**
(意匠法第26条(5))

権利付与前の 異議申立制度

方式審査の終了後の公告後3月の間、
何人も実体的な事由の**異議を申立てる**
ことができる(意匠法第26条(1)、(2))。

申立の効果

申立てがあった時は審査官による**実体審査**
が行われる(同条(5))。

⇒ 但し、実際には、異議申立がなかったものも、
職権で全件実体審査が行われる運用となっており、
事実上、**審査主義**が採用されている。

∴ 原則無審査では、無効な権利が乱立して混乱が生じたため、
法律改正によらず、運用で全件審査することとした。

24

意匠権取得のメリット

権利行使が容易

模倣品対策などにおいて、特許権と比較して**侵害の認定**が容易であるため、司法警察によるレイドなどが容易。なお、税関による水際取締の対象とはなっていない。

形態に現れる技術の早期保護

機能的なデザインの保護も可能で、特許と比較して、**審査期間**が短い。

簡易特許とは、先後願との関係がなく、権利の併存が可能。

形態模倣に対応

インドネシアには、日本の**不正競争防止法**第2条第1項1号(混同惹起)・3号(形態模倣)のような規定もなく、意匠権がなければ形態模倣には対応できない。なお、**著作権**は、工業製品には適用がない。

25

意匠法の問題点

権利存続期間が短い

意匠の保護期間は、出願日から**10年間**である(第5条(1))。

⇒ 改正により15年となる見込み。

保護範囲が狭い

意匠の保護は、**同一範囲**に限られる(第2条(1)(2)、第9条)。

⇒ 改正より「類似」の概念が導入される予定。

審査期間が必要

意匠の登録は、全件実体審査がおこなわれるため、無審査制度より**保護が遅れる**。

⇒ 改正より早期保護(内容未定)の導入が検討されている。

26

インドネシアの意匠のまとめ

巨大な消費に対応

最終消費財や部品として流通する**形状**のある製品の大量消費地における保護が可能。

形態模倣品対策

工業製品の形態模倣に対しては、**意匠権**がなければ、他の法律では対応が困難。

実効ある権利行使

特許に比べて**早期権利化**が可能で、かつ、司法警察等に依るレイドなどにおいて、現場の**侵害判断が容易**。

法改正による影響

ハーグ協定への加入が待たれるが、これを受けた意匠法の法整備に伴う保護拡充を期待（**存続期間延長・類似範囲の保護**）。

27



ご清聴ありがとうございました。

平成27年2月20日

-インドネシア知財の現状と展望-

インドネシア著作権

日本弁理士会東海支部 国際知財委員会
弁理士 瀧川 彰人



© Japan Patent Attorneys Association

目次

1. インドネシア著作権の概要

2. 著作権侵害

3. まとめ

1. インドネシア著作権の概要 (1)

- 著作権 → 創作時に発生(登録不要)
- 保護対象 → 日本とほぼ同様

<著作物の定義(1条)>

著作者の作品であって、科学、芸術、文学の分野で、インスピレーション、能力、思考、想像力、器用さ、スキル、専門知識により有形で表現されたもの。

具体例 (40条)

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (a) 書籍 | (j) パティック |
| (b) 講演、講義 | (k) 写真 |
| (c) 教材 | (l) 画像 |
| (d) 歌、音楽 | (m) 映画 |
| (e) 演劇、ミュージカル | (n) 翻訳、データベース |
| (f) 絵画、彫刻 | (o) 伝統的文化的表現の翻訳・翻案 |
| (g) 応用芸術作品 | (p) データ編集物 |
| (h) 建築作品 | (q) 伝統的文化的表現(オリジナル作品)の編集 |
| (i) 地図 | (r) ビデオゲーム |
| | (s) コンピュータプログラム |

3

1. インドネシア著作権の概要 (2)

■ 著作物でないもの(41条、42条)

- 有形の形で実現されていない作品
- 任意のアイデア、手順、方法、概念、原則など
- 技術問題解決のために必須な形状のみの製品

- 国家機関の公開会議の結果
- 法律
- 政府の役人のスピーチ
- 裁判所の決定や裁判官の決定
- 聖書や宗教のシンボル

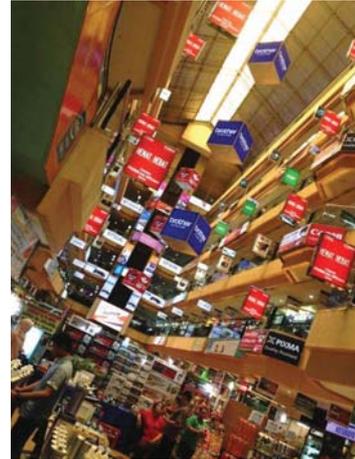
4

1. インドネシア著作権の概要 (3)

■ 保護期間(58条、59条)

- 原則、著作者の**死後70年** ※日本:死後50年
- ただし、以下のものは「**最初の公開から50年**」

写真
画像
映画
ビデオゲーム
コンピュータプログラム
論文
翻訳・データベース
伝統的文化的表現の翻訳・翻案
データ編集物
伝統的文化的表現(オリジナル作品)の編集
※日本では映画は公表後70年



5

1. インドネシア著作権の概要 (4)

■ 特有の規定(38条、60条)

伝統的文化的表現の著作権 → 国家(インドネシア政府)に帰属
国保有の著作権の保護期間 → 無期限

※伝統的文化的表現

昔話、伝統的な音楽、ダンス、神話、儀式、歴史、建築形態、手工芸品、標識、パフォーマンス、ヒンドゥー教等の伝統的なセレモニー(結婚式、出産のお祝い)など、多くの伝統的芸術や文化的表現、共有物となっている民衆の文化資産



6

1. インドネシア著作権の概要 (5)

■ 登録制度

- 特許庁に申請
- オンライン出願(電子出願)
→ サービスは開始されたが、システムはいまだ建設中
- CDやDVD等は、題目や中身(コンテンツ、楽譜、物語の概要など)を登録
- 2012年の著作権登録数 → 6382件
(現地代理人調べ)



7

1. インドネシア著作権の概要 (6)

■ 申請書(インドネシア特許庁HPからダウンロード可能)

PERMOHONAN PENDAFTARAN CIPTAAN

I. Pencipta :

1. Nama
2. Kewarganegaraan
3. Alamat
4. Telepon
5. No. HP & E-mail

II. Pemegang Hak Cipta

1. Nama
2. Kewarganegaraan
3. Alamat
4. Telepon
5. No. HP & E-mail

III. Kuasa

1. Nama
2. Kewarganegaraan
3. Alamat
4. Telepon
5. No. HP & E-mail

IV. Jenis dari judul ciptaan yang dimohonkan

V. Tanggal dan tempat diumumkan untuk pertama kali di wilayah Indonesia atau di luar wilayah Indonesia

VI Uraian ciptaan

Tanda Tangan

Nama Lengkap

8

1. インドネシア著作権の概要 (7)

■ 主な改正点のまとめ (2014年10月16日施行)

- 保護期間 ⇒ 原則、著作者の**死後50年から死後70年に**
- 保護対象の明確化 ⇒ 伝統的文化的表現、データ編集物、ビデオゲーム
- モールでの模倣品販売行為 ⇒ **モール所有者にも責任**(家主も侵害者に)
- 著作権侵害の刑事事件 ⇒ 非親告罪から**親告罪**に
- 刑罰強化
- 1つの集中管理団体の創設 ⇒ 著作権者のロイヤリティ等を一括管理
- インドネシア情報省権限強化
⇒ 著作権侵害の材料を含むウェブサイトをブロックする権限

9

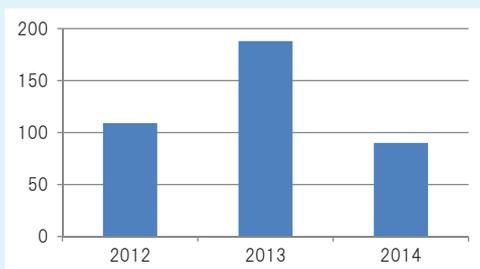
2. 著作権侵害 (1)

主な著作権侵害行為

→ 海賊版(CD, DVD, ソフトウェア)の販売

警察の統計

著作権侵害の取り扱い件数

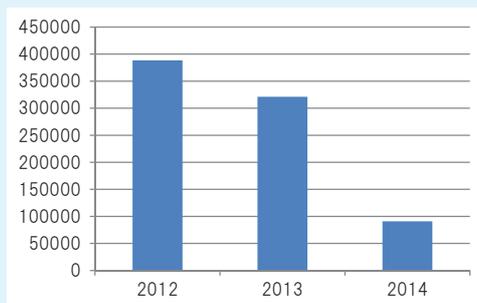


109件

188件

90件

押収された光ディスクの数



388,381個

321,185個

90,985個

(出所 IP Komodo 2014.11.21)

10

2. 著作権侵害 (2)

■ 対策

- 著作権の登録 ⇒ 証拠として有効
- 捜査局・警察への通報
 - ⇒ 要件(提出物)
 - 通報者の身分証明
 - 著作権の登録書
 - 代理人による通報の場合、委任状
 - 通報者が相続人の場合、相続人証明書を添付した公認の相続書
 - 真正品と、海賊版のサンプルと、購入時の領収書の証拠を2つ以上

(出所: 知財エンフォースメントにおける捜査局の役割)
- 税関での差し止め(水際差止措置)
 - ⇒ 著作権者から商務裁判所に差し止め請求の申請
- 民事訴訟 ⇒ 商務裁判所に提訴(差し止め、損害賠償)

11

2. 著作権侵害 (3)

■ その他

当事者同士の交渉

刑事係属中における示談交渉

警察・捜査局では、捜査予算が限られている

⇒ 被害者側(権利者側)の積極的な参画が必要

(出所: 知財保護・制度動向 ジェトロ)

12

3. まとめ

❖ 明確な証拠の確保

→ 著作物の登録制度を利用する

❖ 侵害に対して

→ 刑事的解決(通報・積極的な情報提供)を図る



13



ご清聴ありがとうございました。

-インドネシア知財の現状と展望-

インドネシア商標

日本弁理士会東海支部 国際知財委員会
弁理士 前田 大輔

目次

インドネシア 知財(商標)情勢概要

インドネシア商標

- 加入条約
- 商標調査
- 商標の種類(保護対象)
- 出願
- 審査
- その他、参考情報

まとめ

インドネシア 知財情勢概要

注目度

生産拠点、消費市場、研究開発拠点
としての重要度の高まり

商標の重要性

商標出願・商標関連の紛争事例件数
→ 他の産業財産権との比較

模倣品 商標の模倣登録

模倣品の流入、商標の模倣出願・登録、
対応の困難性

法律と運用

制度の有無、規則の有無、実際の運用

3

加入条約

パリ条約

パリ条約優先権主張
利用可

TRIPs協定

商標法条約

マドリッド協定

未加盟 現状：直接出願のみ
(2015年までの加盟を表明。但し…)

4

商標調査

DIP(特許庁)
データベース

<http://www.dgip.go.id/>
英語利用可(登録後の情報のみ)

その他の
データベース

民間調査会社DB:利用可(有料)
海外: asean TM view(無料)
<http://www.asean-tmview.org/>

特許庁での
事前調査

特許庁へ予備調査を依頼できる。
(調査期間:約1~3か月)
調査結果は審査官の判断を拘束しない。
但し・・・審査中の先行商標は対象外

調査(範囲)の限界

審査期間(1年半~2年程度)を考慮すると、出願係属中の先行商標をカバーした完全な調査の実施は困難

5

インドネシア特許庁HP: <http://www.dgip.go.id/>

Q search...

DJHKI
DIREKTORAT JENDERAL HAK KEKAYAAN INTELEKTUAL
KEMENTERIAN HUKUM DAN HAK ASASI MANUSIA R.I

TENTANG KAMI | PATEN | MEREK | DESAIN INDUSTRI | HAK CIPTA | INDIKASI GEOGRAFIS | TEKNOLOGI INFORMASI | KERJA SAMA & PROMOSI | PENYIDIKAN

HKI Dalam Sebuah Produk

Patent (Invensi Bidang Teknologi)
Rahasia Dagang (Formula yang tidak diketahui pihak lain)
Desain Industri (Kesan Estetika)
Merek (Tanda Pembeda)

Untuk mendapatkan pemahaman yang lebih dalam tentang HKI, Silakan klik E-
TUTORIAL HKI BELAJAR SENDIRI SECARA ONLINE
E-HAKCIPTA PENDAFTARAN ONLINE

DATABASE PATEN | **DATABASE MEREK** | DATABASE DESAIN INDUSTRI | BERITA RESMI HKI | STATISTIK | PENGADUAN PELANGGARAN HKI

SMS PENGADUAN

6

PENELUSURAN MEREK TERDAFTAR INDONESIA

Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual

[Beranda](#)

[Disclaimer](#)

[Bantuan](#)

[Kontak](#)

[Pengumuman A](#)

[Link Terkait](#)

Indonesia **English**



Merek Dagang/Jasa (cth. Sederhana)

Jenis Barang/Jasa (cth. Mobil)

Kelas Barang/Jasa (cth. 01)

Nama Pemohon (cth. Budiman)

Nama Konsultan (cth. Ahmad)

No. Permohonan (cth. D002010000001)

No. Pendaftaran (cth. IDM000012345)

Cari

Fasilitas ini dapat diakses secara maksimal dengan peramban Firefox

7

INDONESIAN REGISTERED TRADEMARK SEARCHING

Directorate General of Intellectual Property Rights

[Home](#)

[Disclaimer](#)

[Help](#)

[Contact](#)

[Gazette-A](#)

[Related Link](#)

Indonesia | **English**

Trademarks/Service marks (e.g. Locolo)

List of Goods/Services (e.g. Mobil--Indonesia Words)

Nice Classification (e.g. 01)

Applicant Name (e.g. Budiman)

Representatives (e.g. Ahmad)

Application No (e.g. D002010000001)

Registration No (e.g. IDM000012345)

Search



Firefox browser is needed to maximize the facility

8

INDONESIAN REGISTERED TRADEMARK SEARCHING

Directorate General of Intellectual Property Rights

[Home](#) [Disclaimer](#) [Help](#) [Contact](#) [Gazette-A](#) [Related Link](#)

Indonesia | [English](#)

Application No	Registration No	Applicant	Class	Mark Name
D002011015228	IDM000383405	Apple Inc.	9	MISSION CONTROL
J002011015232	IDM000397520	Apple Inc.	42	MISSION CONTROL
D002011015230	IDM000406277	Apple Inc.	9	LAUNCHPAD
J002011015231	IDM000397604	Apple Inc.	42	LAUNCHPAD
J002011015565	IDM000397519	Apple Inc.	37	STARTUP
J002011015564	IDM000397517	Apple Inc.	41	STARTUP
J002011015563	IDM000397522	Apple Inc.	42	STARTUP
J002010035209	IDM000362668	Apple Inc.	35	BRIEFING ROOM
J002010035210	IDM000362631	Apple Inc.	42	BRIEFING ROOM
D002011036108	IDM000420327	Apple Inc.	9	IMESSAGE

9

INDONESIAN REGISTERED TRADEMARK SEARCHING

Directorate General of Intellectual Property Rights

[Home](#) [Disclaimer](#) [Help](#) [Contact](#) [Gazette-A](#) [Related Link](#)

Indonesia | [English](#)

APPLE

Application No
R002011007742

Reception Date
2011-10-16

Filing Date
2011-10-16

Registration No
IDM000349874

Registration Date
2012-03-05

Remark

Publication No

Publication Date

Expiration Date
2021-10-16

Priority No

Priority Date

Priority Country

Applicant Name Apple Inc.

Applicant Address Berkedudukan di: 1 Infinite Loop, Cupertino, California 95014, U.S.A.

Consultant Daru Lukiantono., S.H.

Consultant Address -

Logo

Status
(TM) Didaftar

Nice Classification
9

APPLE

List of Goods/Services (Indonesia/English Translator is Needed)

Mesin tik, pita mesin, stapler, staples, amplop, papan nama, klip, peraut pensil, kotak tempat surat, jangka, kertas karbon, album, penggaris.

10

商標の種類(保護対象)

商品商標 役務商標

図形、名称、語、文字、数字、色の組合せ
又はこれらの構成要素の結合(立体商標、
音、ホログラムは保護対象外) (第1条)

2015年12月:商標法改正予定
(立体商標、音、におい、ホログラム及びこれらの
組み合わせの保護、審査期間の短縮等を予定)

団体商標

商標の使用管理規則(写)の提出が必要
(第50条)

地理的表示 の保護

商標法にて地理的表示を保護
(第56条~60条)

11

出願(1)

一出願多区分

法律:多区分出願可(第8条)
実務:1区分毎の出願が推奨されている

商標の説明

商標にインドネシア語以外の文字が含ま
れる場合 → 意味の説明、証拠の提出が
必要

パリ条約優先権

優先権証明書:出願日から3ヶ月以内
(優先日から9か月以内)
(第12条)

公証・認証

出願時委任状・宣誓書:公証・認証不要
但し、出願時に写しの提出必要

12

出 願 (2)

指定商品及び
指定役務

包括表示(クラスヘディング):
認められる場合あり

具体例(特許庁審査官談):

○化粧品 △電子応用機械器具 ×農作物

商品・役務の審査基準はない

必要な商品・役務を具体的に記載
Parts and fittings, Apparatus → 拒絶の傾向

出願費用 → 指定商品・役務の数に応じて加算
1クラス10商品・役務までUS\$100
(多区分の場合: 区分毎・10商品・役務超過毎に加算)

13

願書様式

BM/8350

PERMINTAAN PENDAFTARAN MEREK

LEMBAR: 14

* Tgl. Masuk : [REDACTED]	* Untuk Permintaan Merek : Dagang
* No. Agenda : [REDACTED]	* Tanggal Penerimaan Permintaan :

Nama, Kewarganegaraan dan alamat
Pemilik Merek

出願日
出願番号

: Kabushiki Kaisha [REDACTED]

Japan

Nama dan Alamat Kuasa

: Prof. Dr. Toeti Heraty N. Roosseno
Dr. Inda Citraninda, MA

Harry Wirawan, S.H., M.H

Dari BIRO OKTROI ROOSSENO (Anno 1951)
Intellectual Property Protection, Advocacy & Legal
Consultation, Trade Secret and Licensing, Franchising
Litigation (IPR) and Unfair Competition
Kantor Taman A-9, Unit C1 & C2
Jl. DR. Ide Anak Agung Gde Agung, Mega Kuningan
Jakarta 12950, Indonesia
P.O. Box 4585 Jakarta 10001
Indonesia.

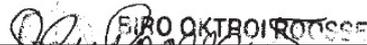
出願人

Alamat yang dipilih di Indonesia
(Diisi untuk pemilik merek yang
tidak bertempat tinggal di Indonesia)

: Kantor Taman A-9, Unit C1 & C2
Jl. DR. Ide Anak Agung Gde Agung, Mega Kuningan
Jakarta 12950, Indonesia
P.O. Box 4585 Jakarta 10001
Indonesia.

14

願書様式

Nama Negara dan tanggal permintaan Pendaftaran merek yang pertama kali (Diisi untuk permintaan pendaftaran yang diajukan dengan hak prioritas)		← パリ条約優先権 出願国・出願日記入欄
Warna-warna asli: Hitam dan Putih	Etiket merek	
Arti bahasa huruf/angka Asing dalam etiket merek	← 商標の意味	
		
Kelas barang / jasa : 12	← 区分	← 商標記入欄
Jenis barang/ jasa: 1. Mobil; 2. Eksterior untuk mobil, yaitu seperangkat badan mobil yang terdiri dari struktur eksternal mobil, 3. Badan mobil,		(LIHAT SEBALIKNYA ==>)
/mg * diisi oleh kantor merek		← 指定商品 指定役務
		Jakarta, 23 Januari 2015 Pemilik / Kuasa 

15

審査(1)

審査基準

庁内には存在する
公開はされていない

実体審査

識別力の有無
 先行第三者商標の有無等
 商標の使用実績不要
 (第4~6条、第20条)

法律上の規定と対応する基準の有無
 → 予見可能性低下の一因

16

審査(2)

識別力 (第5条)

第5条

標章は、次に掲げる何れかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(a) 現行法規、宗教規範、又は公序良俗に反するもの

(b) 識別力を有さないもの

(c) 既に公共財産となっているもの、又は

(d) 登録を出願している商品又はサービスの説明又は関連事項であるもの

17

審査(2)

識別力 (第5, 6条)

考え方の原則と審査の傾向：

比較的に緩やかな傾向

⇔ 記述的な商標の使用が侵害となるおそれ
リスク判定：どのような位置づけの商標か？

商品の性質そのものを示す場合(Generic)

商品の性質を直接的に示す場合(Descriptive)

商品のなんとなくの意味を示す場合(Suggestive)

審査例：

	指定商品：せっけん		指定商品：せっけん
DEEPCLEAN	指定商品： スキンケア用製品		指定商品：砂糖(GULAKUは My Sugarの意味)

18

審査(3)

第三者商標との関係(第6条)

第6条

(1) 標章登録出願は、次に掲げる場合に、総局により拒絶されるものとする。

(a) 同種の商品及び／又はサービスに対して、先に登録された他の者の所有する標章と要部又は全体において同一性を有する場合

(b) 同種の商品及び／又はサービスに対して、他の者の所有する著名商標と要部又は全体において同一性を有する場合

(c) 同種の商品及び／又はサービスに対して、他の者の所有する著名な地理的表示と要部又は全部において同一性を有する場合

(2) (1)(b)の規定は、更に政令で規定する条件を満たす限り、同一でない商品又はサービスに対しても適用される。

19

審査(3)

第三者商標との関係(第6条)

類否の判断基準

現地代理人：

審査官により基準は異なるとの見解

特許庁審査官談：

称呼、外観、意味(コンセプト)が共通・類似すれば同一又は類似

インドネシア語と他の言語間のクロスサーチ

- 消費者が意味を認識できない他の言語は？
- インドネシアの一地方でしか用いられない言葉は？

コンセントレター(登録同意書)の提出：

拒絶理由は解消しない。但し…

20

審査(4)

拒絶対応

方式審査での拒絶応答期限：2か月(第13条)
実体審査での拒絶応答期限：30日(第20条)

特許庁審査官談

指定商品・役務の補正：自発補正不可
補正を行った場合：出願日が繰り下がるおそれ

商品・役務の区分を間違った場合：
指令の対象、或いは、出願時に指摘される
→ 正しい区分に補正(分割は認められない)

審査期間

出願から登録まで：1年半～2年程度
(商標法上は、実体審査は9か月以内に完了と規定)
多くのバックログの一因：引っ越し、電子化が完全でない。

情報提供制度
無し

早期審査制度
無し

ディスクレーム制度
無し

21

審査(5)

周知・著名商標

周知商標の登録制度無し
(過去に周知商標リストが発行されたが(1996年)、
現在は利用されていない)

判断基準(現地代理人見解)

- 消費者の認識の程度
- 積極的な広告や投資、海外での使用・
登録状況により裏付けられた名声

未登録の表示に基づく権利行使：

民法・刑法を根拠に不正競争行為として
権利行使を検討できる

但し、立証負担が重く、権利行使のハードルは高い

22

審査(6)

周知・著名商標

インドネシア以外でのみ周知な商標の扱い
→ 拒絶することもある(他の条文を根拠とする)

Article 4

A mark shall not be registered on the basis of an application by an applicant having not good faith.

商標法6条(2)の適用可否:

第三者による非類似商品/役務への著名
商標の登録可否

Article 6(2)

The provision as referred to in paragraph (1) letter b is also applicable to goods and/or services, which are not of the same kind, provided that it fulfils certain conditions that will be regulated further by Government Regulation.

23

その他

審査官

商標審査官:43名(46名)

付与前異議申立

公告日から3か月間(第22, 24条)

存続期間

出願日から10年(10年毎に更新可)(第28条)
追納の規定無し(検討中の改正法では認める予定)

更新手続

宣誓書の提出が必要。使用実績を示す証拠は不要。

先使用权

認められない。

色違い類似商標

登録商標と色違いの商標への権利行使可否(第76条)
→ 現地代理人により見解が分かれる。

不使用取消

商標使用の立証責任:請求人側

ライセンス

商標法上登録が求められる。(第43条)
但し、登録のための基準が無い → 当事者間の合意があれば有効

権利移転

審査係属中の譲渡不可

24

まとめ



■ 権利取得の意義

独占権の確保

- = 権利行使の根拠
- = ライセンスの根拠
- = 税関差し押さえ？



未登録周知商標の保護

(模倣登録のおそれ、立証負担、周知性の程度・エリア、造語⇔辞書言葉)

第三者の模倣登録(取消対応費用発生)

ブランドイメージの棄損

模倣品の蔓延・高度化

権利取得費用(費用対効果)

登録可否の予見可能性

→ 権利取得期間長期化のおそれ

- 制度・基準不透明
 - 現地代理人毎の見解の相違
 - 情報収集の困難性
- 想定外の拒絶理由

25

まとめ

■ 権利取得・対応にあたって

- 現地代理人との密なコミュニケーション
- 代理人を如何に動かすか
- 必要に応じたセカンドオピニオンの取得
- 当該国の法令への思い込み(日本の法令異なる)
- 情報収集の困難性

26

ご留意事項

本スライドに掲載される情報は、

- 公となっている公的機関の資料、現地代理人見解、講師の経験に基づき慎重に作成をしておりますが、内容によっては見解が異なる場合があります。実際の事例においては、個別に国内・海外代理人へご照会されることを強くご推奨申し上げます。

- セミナーの実施時点までに収集できた情報を基に作成をしております。法律改正の動向、その他個別の情報最新の状況については、必要に応じてご確認されることをご推奨致します。

27

協力事務所

- BIRO OKTROI ROOSSENO iprlaw@iprbor.com
Migni Myriasandra Noerhadi
- Am Badar & Partners <http://www.ambadar.com>
Nadia Am Badar, S.H
- SKC Law <http://www.skco.id>
Nidya Kalangie / Andrew Conduit
- AFFA Intellectual Property Rights <http://www.affa.co.id>
Achmad Fatchy

28

ご清聴ありがとうございました。

ASEAN特許制度情報

発行日: 2015年2月20日

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
略号	ID	CA(KH)	SG	TH	PH	BN	VN	MY	MM	LA
最終更新時	2014年11月	2014年10月	2014年12月	2014年2月	2014年11月	2014年11月	2013年11月	2014年11月	2014年11月	2014年11月
英語名称	Indonesia	Kingdom of Cambodia	Singapore	Thailand	Philippines	Brunei Darussalam	Viet Nam	Malaysia	Republic of the Union of Myanmar	Lao People's Democratic Republic
条約等 Conventions & Treaties	パリ条約	1950/12/24	1995/2/23	2008/8/2	1965/9/27	2012/2/17	1949/3/18	1989/1/1	1998/10/8	
	PCT TRIPS(WT O)	1997/9/5 1995/1/1	1995/2/23 1995/1/1	2009/12/24 1995/1/1	2001/8/17 1995/1/1	2012/7/24 1995/1/1	1993/3/10 2007/1/11	2006/8/16 1995/1/1	2006/6/14 2013/2/2	
明細書・ クレーム(C L)・図 面 Specific ations, Claims (CL), Drawing s	言語 Language	・公式言語=イン ドネシア語(*① 24条(1)) 明細書 が英語で記載さ れている場合、イ ンドネシア語の翻 訳文を出願日か ら30日以内に提 出(*①30条(2))	英語	【原則】タイ語【例 外】タイ語以外の言 語(原出願における 外国語)で出願可 能。但し、出願から 90日以内にタイ語 の翻訳文を提出(施 行規則21号12条2 項)	英語又はフィリピン 語(出願が英語以外 の言語による場合、 英語への翻訳が必 要)(*③)	マレー語又は英語 (*②) 英語以外の 言語の場合、英訳 文必要。ない場合、 補正指令後2カ月以 内に提出(*③22条 (10),(11))。	ベトナム語 (*②)	英語又はマレーシ ア語 (*②)		ラオス語又は英語 (英語で出願した場 合は、90日以内にラ オス語の翻訳文を 提出) (*②) (30条)(*②)
	マルチ従 属CL	マルチのマルチO K (禁止規定無 し)	禁止条項無し(* ①)。	マルチのマルチOK (*②)(*③)	マルチのマルチ不 可(*②規則 415(g))	禁止条項無し(*① 2条(4),25条(5))	マルチのマルチOK	禁止条項無し (規則13,14)		規定無し
	備考 Notes						クレームの構成に ついては2段階方式 が要求されている (*③22条(8))	・出願がクレームを 説明する図面を含 んでいる場合、ク レームに記載された 特徴に括弧付の参 照符号を付すことが できる。参照符号 は、クレームを限定 するものとはみなさ れない ・クレームの構成に 関しては2段階形式 を強く推奨するが、 義務ではない。(* ②)		

国名 出願 書類	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
優先権証明書 Priority Certificate	<ul style="list-style-type: none"> ・優先日から16月以内に提出 ・優先権証明書の翻訳文は要求されない限り不要 	不明	提出は不要(*②)	出願公開日前、且つ、優先日から16月以内に提出(施行規則21号10条)(*②)	<ul style="list-style-type: none"> ●パリールト 必要出願日から6ヶ月以内に提出(翻訳文も)(*①11条、12条) ●PCTルート 優先権証明書の1頁目の写し及びその英訳(*③) 	<ul style="list-style-type: none"> ●パリールト 優先日から16月以内に提出(翻訳文も)(*①11条、12条) ●PCTルート 補正通知の日から2月以内に、英語でない場合にはその翻訳文も(*③11条、12条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パリールトでは、ベトナム出願日から3ヶ月以内に提出しなけれればならない(*②) ・PCTルートでは不要。 	不要(*②)		要(30条)(*①)
	委任状 Power of Attorney	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時に必要(*②) 出願人が署名した委任状(公証文は認証不要)の原本を提出不可 	不明	提出は不要(*②)	出願人が署名した委任状が必要(*③)	要。海外居住者の出願人は、ブルネイ国内における送達宛先を指定すること(要し、このためにブルネイ国内の代理人を選任し、委任状を提出しなければならぬ。)(*③35条)	必要(出願日から1月以内(PCT出願の場合)に最先の優先日から34月以内)に提出可能であるが、追加料金が必要(*②)	要(30条)(*①)		
実用新案制度等	<ul style="list-style-type: none"> ・小特許(簡易特許)制度有り(*①6条) ・小特許の存続期間は出願日から10年(*①9条) ・実体審査有り(105条(5)) 	不明	無し	<ul style="list-style-type: none"> ・小特許制度有り(特許法65条の2～65条の10) ・保護対象は発明と同じ、存続期間最大10年 ・実体審査無し(65条の5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実用新案制度有り ・進歩性は問われない ・存続期間は出願日より7年。(*①108条、109条) 	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・実用新案制度有り ・存続期間は出願日から10年、延長不可(93条(3)) ・実体審査あり(114条(1)(a)) 	実用新案制度有り		小特許制度有り
国内移行 期限	<ul style="list-style-type: none"> ・優先日から31月 ・手数料の支払いにより32月まで延長可能 	優先日から30月(*②)	優先日から30月(*②)	優先日から30月(*④)	優先日から30月(*③)	優先日から30月(*①83条(3)(a)、*③92条(1))	最先の優先日から31カ月(*②)	優先日から30月(780条)(*①)		優先日から30月(*③)
	PCT出願 PCT Application	不明	優先日から30月(*②)	<ul style="list-style-type: none"> ・条文中に規定がないため、優先日から2年6月と考えた方が無難 ・条文中に規定がないため、移行期限(翻訳文提出期限)の延長不可と考えた方が無難 	優先日から30月(*③)	優先日から30月(*①83条(3)(a)、*③92条(1))	最先の優先日から31カ月(*②)	優先日から30月(780条)(*①)		優先日から30月(*③)

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
出願審査請求制度	有り 特許：出願日から36月以内(*①) 49条(1)、49条(1) 小特許：出願日から6月以内(*①) 105条(2)	無し(*①)	有り 以下対応他国出願の調査結果が利用できる場合について説明する。2つのパターン。1)対応出願の調査報告に基づいて優先日から36カ月以内に審査レポート請求 2)対応出願の調査結果に依存したい場合、優先日より54カ月以内に補充審査レポート請求。この場合は、最終的なサーチ及び審査の結果等の書類も提出。	有り ・請求期限：「公開公報発行から5年以内」又は「異議申立があった場合、異議決定から1年以内」のうち何れか遅い方(29条)(*) ・出願公開日は不定(平均2年程度 28条(2))	有り IPO公報に出願公開された日から6月以内に審査請求を行うことができる。(*①44条、48条) PCT国内移行については、移行日から、移行日から6月以内。(*③)	対応外国出願の調査結果(国際調査を含む)を利用できる場合には、その報告の写しと、その英語と、審査報告の請求書とを所定の期間内に提出する(*①29条(2)(c)、(d))。この所定の期間は、優先日から原則21カ月以内(*③45条(1))。	出願日又は最優先日から42カ月以内(*①113条(1))	【通常実体審査】(規則27)(*) ・マレーシア特許庁による審査 ・出願日から18月以内(5年まで延長可能)に請求 ・PCTの場合は、国際出願提出日から4年以内(1年の延長可能) 【修正実体審査】(規則27A)(*) ・他国の審査結果を利用する審査 ・出願日から18月以内(5年まで延長可能)に請求 ・PCTの場合は、国際出願提出日から4年以内(1年の延長可能)		出願日又は優先日から32月以内(小特許の場合は12月以内) (39条) (*①)
早期審査制度	有り(対応出願が他国で特許になった場合)	対応する外国出願及び特許に関する情報を要求される(*①30条-32条)	上記1)、2)の請求を早期に行うことで、早期に審査結果を得ることができると思われる。	無し(*②)	無し、対応する外国出願及び特許に関する情報を提供しなければならぬ(*①39条)	無し	有り ・早期審査は手数料の支払いを条件に請求可能 ・早期審査の請求は、請求時点における特許庁の状況により拒否されることもあり得る ・実務的には、審査官は、早期審査の要求に対して、斤における特許出願の審査待ち量のため、あまりが進まない状態である。	有り (規則27E) (*①)		不明
JPOとのPPHの有無	有り(* JPOホームページ参照)	無し(* JPOホームページ参照)	有り(* JPOホームページ参照)	有り(* JPOホームページ参照)	有り(* JPOホームページ参照)	無し(* JPOホームページ参照)	無し(* JPOホームページ参照)	有り(* JPOホームページ参照)		無し(* JPOホームページ参照)
プログラム	×(*②)特許法7条 ⁶⁾	除外規定無し(*①4条)。	除外規定無し	×(特許法9条(3))(*②)	×(*①22条)	除外規定無し	×(*①59条(2))	除外規定無し(13条)(*①)但し、除外されるとの情報有り(*②)		除外規定無し

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
OA応答期限	審査官は通常、OAに AIに 応答するため 2月の猶予を 与える(*②)	不明	審査、調査+審査、 補充審査レポートが 発行される前の所 定期間内(*③)29条 (9)/審査レポート 等に対する見直し 請求と同時(*③) 29B条(2)	OA発送日から90日 (*②)(*⑥)	拒絶理由通知への 応答期間に可能(* ③)	審査官の意見通知 受領後、5カ月以内 (*③)48条(6)	方式的な審査に対 して通知から1カ月 実体的な審査に対 しては2カ月	審査報告書の発行 日から2月(*②)		規定無し
OA応答期限の延長の可否	・出願人の請求に より2月の延長可 能(*②) ・遠隔交通不便の 出願人への延長 なし	不明	上記所定期間の延 長に関する規定は ない。(*③)	2回まで延長可能 (1回目:90日 2回 目:30日)(*②)(* ③)	上記応答期間は延 長可能(*③)	応答期間の延長は ないものと思われ る(*③)48条(11)	一回限り延長可能 延長費用は、6.9米 ドル	・登録官の裁量(* ②) ・延長が認められ るか否かは厳しい(* ②)		規定無し
補正範囲の制限	・原出願の発明の 範囲を拡大しない 範囲で補正をす ること(*①)35 条)	補正が原出願に おける開示を超 えない(*①)24 条)	補正が原出願にお ける開示を超えない (*①)84条)	・発明の範囲を拡大 しない限りで補正可 能(20条)・対応外 国出願の許可ク レームに合わせる 補正により容易に特 許化可能	当初の出願の開示 の範囲を超える新 規事項を含むこと はできない(*①)49 条)	当初の出願の開示 の範囲を超える新 規事項を含むこと はできない(*①)81 条)	出願書類において 開示され又は明記 された主題の範囲 を拡張してはなら ず、かつ、当該出願 において登録を求 めた主題の内容を 変更してはならず、 また出願の単一性 を確保しなければ ならない	原出願における開 示を超えてはなら ない(26A条) (*①)		規定無し
備考										方式要件不備につ いては、通知日から 60日以内に補正が 求められる(37条)(* ①)
出願可能時期	・原出願に特許証 の交付又は拒絶 の決定が下され るまで分割の請 求ができる。(* ①)36条(3)・自 発的にも分割可 能(*②)	出願が特許付与 のために整備さ れる時まで(*①) 25条)	出願が係属中(*①) 26条(11)>出願後、 出願が取下げみな しとされるまで	・単一性違反の場合 に分割を求める通 知がされ、その通知 の受領後180日以 内に分割可能(26 条)(*②)	可能。特許が付与さ れるまでの期間自 発的に、又は審査 官から発明の単一 性を満たしていない 旨の指令に対する 応答期間内(*③)	分割の規定はな い。単一性の規定 (*①)25条(5)はあ るが、違反は審査 通知の対象となり補 正の機会が与えら れる(上記補正期間 内)。異議理由では ない(*①)37条)。	特許査定あるいは 拒絶査定が送達さ れる前ならいつでも 可能(*①)115条 (1)(b))	・単一性違反の場 合、審査報告書の 郵送日から3月以内 (規則19A)(*②) ・自発的な分割は、 最初の審査報告書 の郵送日から3月以 内(規則19A)(*②)		規定無し
備考				自発的な分割出願 は不可						
貨幣単位 / 対円(概 算)	ルピア(IDR) / 100 ルピア=1円	リエル(KHR) / 100 リエル=2.5円	シンガポールドル (SGD) / 1 SGD=91 円	タイバーツ(THB) / 1 THB=3.6円	フィリピン・ペソ (PHP) / 1 PHP=2.7 円	ブルネイ・ドル(BND) / 1 BND= 1 SGD= 91 円	ベトナムドン(VND) / 1,000 VND=5.6円	マレーシアリンギット (MYR) 1MYR= 33.1 円		USD(USD) / 1 USD=118円

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	バトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願料: 750,000ルピア ● 31頁以降の1頁毎の追加料金: 5,000ルピア * ③ 	不明	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内出願 160 SGD ● PCT国内移行 200SGD ● 翻訳文公表費(国際公開が英語以外の場合) 70 SGD 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願料: 500バーツ(*⑦) ● ページ数加算: 無し(*③) ● 出願公開料: 250バーツ(*⑦) 	<ul style="list-style-type: none"> 3600PHP (小規模: 1800PHP) ● 5個を超える1クレーン毎加算料 300PHP (小規模: 150PHP) ● 30頁を超える1頁当たり加算料: 30PHP (小規模: 15PHP) (*③) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願料 160BND (*④) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査請求で最初の独立クレーム: 540000ドン ● 審査請求で同一出願の更なる各独立クレームにつき: 540000ドン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 260MYR ● 11以上のクレームについて、1クレーム当り: 20MYR 			150USDル
審査請求料	● 2,000,000ルピア	不要	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査請求料 1925 SGD ● 審査請求料 1350 SGD ● 審査 + 審査請求料 2600SGD (他国の調査結果を利用できる場合、調査請求料は不要。他国の審査結果に依存する補充審査請求の場合も料金なし。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査請求料: 250バーツ(*⑦) ● クレーン数加算: 無し(*③) ● 対応外国出願がある場合には出願審査報告書を提出する義務がある(特許法27条)。 ● 対応外国出願の審査結果・拒絶理由通知を提出すれば、調査手数料不要。対応外国出願が存在せずタイ国内機関やオーストラリア特許庁に審査委託する場合に審査手数料必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3500PHP (小規模: 1750PHP) ● 拒絶理由通知への応答期間の延長費用: 1回目的の延長: 600PHP (小規模: 300PHP)・2回目的の延長: 650PHP (小規模: 325PHP) (*③) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査費用 1,750BND ● 調査及び審査費用 2,600BND ● 審査費用 1,100BND (*④) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査請求で最初の独立クレーム: 950MYR ● 審査請求で同一出願の更なる各独立クレームにつき: 600MYR 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常実体審査: 950MYR ● 修正実体審査: 600MYR 		50USDル	
庁料金	<ul style="list-style-type: none"> 出願した年から3年目まで毎年 700,000ルピア 4, 5年目は毎年 1,000,000ルピア、以後漸増する。 (*③) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願日から1年後から年金要 2.3年分各 80,000KHR 4年分 160,000KHR 5年分 400,000KHR / ... (*②) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特許付与料 200SGD (クレーム数 25を超える場合は、20 SGD / クレーンを加算) ● 年金 5~7年各年毎 140SGD、以後漸増 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願維持年金: 出願日から5年目以降から特許権存続期間満了まで(特許法43条) 	<ul style="list-style-type: none"> 特許付与 25クレームまで 200BND、それ以上1クレーム毎 20BND加算。年金 5-7年の各年に 160BND、... (*④) 	<ul style="list-style-type: none"> 登録料: 120000 (独立クレーム1項につき追加料金: 100000) 維持年金 1.2年目: 300000 3.4年目: 480000 5.6年目: 780000 7.8年目: 1200000 9.10年目: 1800000 11-13年目: 2520000 14-16年目: 3300000 17-20年目: 4200000 	<ul style="list-style-type: none"> 2年目以降から存続期間満了まで(規則33) 	<ul style="list-style-type: none"> 5年目以降から存続期間満了まで 		5年目以降から存続期間満了まで	

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
減免制度	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	規定なし		規定なし
備考				・出願公開料の支払いが必要(28条2項) ・支払わない場合は出願を放棄したものとみなされる(28条2項)		・早期公開料 50BND(*①27条(2)、*④)				
その他特記事項		特許により付与された保護の範囲を限定するための特許の文言又は図面の変更が可能(*①40条)			特許の変更が可能ただし新規事項追加禁止などの条件あり(*①79条)				・事実上、特許法は存在しない。 ・保護を受けたい場合は、所有権宣言を保護登録所に登録し、警告文を新聞紙上で繰り返し返す	
情報ソース	*①:日本国特許庁ホームページに掲載されている日本語版のインドネシア特許法(2001年8月1日改正) *②:MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY APPI日本部会インドネシア編参照 *③:特許庁HP掲載の主要国・機関における特許出願費用等一覧表	*①:日本国特許庁HPに掲載の日本語特許法(2003年1月22日施行) *②:Factsheet from HP of ASEAN IPR SME Helpdesk	*①:日本国特許庁HPに掲載の日本語特許法(2008年12月1日施行) *②:日本国特許庁HPの各国知財制度ミニガイド *③:シンガポール知財庁HPからDLした改正特許法(2014年2月14日施行) *④:特許庁HP掲載の主要国・機関における特許出願費用等一覧表	*①:日本国特許庁HPに掲載の日本語特許法(2008年7月4日施行) *②:同上の日本語訳特許細則 *③:日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド	*①:日本国特許庁HPに掲載の日本語訳特許法(2012年1月1日施行) *②:日本国特許庁HP掲載の各国知財概要のエクセル表 *③:フルネイ知財局HPよりDL可能な特許法規則(2012年施行) *④:フルネイ知財局HPよりDL可能な金表	*①:日本国特許庁ホームページに掲載されている日本語訳の特許法(2010年1月1日施行) *②:外国特許制度アジア編 10章ベトナム参照 衆明協会出版 *③:MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY APPI日本部会ベトナム編参照	*①:日本国特許庁HPに掲載の日本語訳的財産法 *②:日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド *③:WIPO提供の国内段階移行期限リスト	*①:日本国特許庁HPに掲載の日本語訳的財産法 *②:日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド *③:WIPO提供の国内段階移行期限リスト		

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
留意点		登録官に宛てた特別の宣言書に於いて記名を希望しない旨を表示しない限り、特許に発明者として記名される(*①15条)>発明者の特許への記載をしないことができる。	調査レポート請求は他国の調査結果が無い場合に必要。その調査レポートの結果、特許性がある場合に審査レポートを請求する場合は、審査レポート請求を行う。当初から、特許性が見込め、調査と審査とを同時に依頼する場合、両者の組み合わせ請求を行う。	委任状は公証が必要。		2011年特許令の施行にともなって次の経過規定が規定されている。2011年特許令の施行日前に英国、シンガポール又はマレーシアにおいて特許出願が行われており、また当該出願が施行日に於いて係属中である場合は、出願人は当該出願に基づき特許の付与日から12月の期間内に登録を申請することができ、この申請により登録証を取得できることが規定されている。(*①115条(3))	・外国語書面出願の制度は規定されていない。・2006年7月1日以降、発明として保護を受けることができるとは、「方法」又は「物」のみとなった。このため、「用途」クレームは特許を受けることができない。			ラオス特許庁は、方式審査のみを行い、実体審査については外国特許庁に頼っている。なお、2013年2月の時点で、2004年からの特許出願件数は240件程度、2006年からのPCT出願件数は100件程度であり、そのうち数件が特許されずに過ぎない。

作成：日本弁理士会東海支部 平成26年度国際知財委員会

※内容については正確を記しましたが、誤りの無いことを保証するものではありません。
 ※本情報を利用した結果として、事故、トラブル、損害賠償責任等が発生したとしても、日本弁理士会及び日本弁理士会東海支部国際知財委員会の各委員は、一切の責任を取りませんことをご了承ください。
 ※本情報の無断複製を禁じます。

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
保護対象	優先権証明書	出願日から3か月 (*②)	出願書類に添付 (*①)6条)	要求があった場合に提出要(90日以内) (*②)	出願日から3か月以内 (*)③)	出願時か、出願日から3か月以内に提出 (*②)規則18)	出願時か、方式拒絶通知への応答期間内。証明書の翻訳も必要 (*①)100条(1)(d), (2)(c), (3)	要求があった場合に提出要 (*②)		要(*④)32条 [*①)15条]
	委任状	要(署名必要・公証不要) (*②)	公証を受けた委任状が必要 (*②)	要(公証必要) (*②)	出願日から60日以内 (*)③)	出願時に必要 (*)④)	本人の署名のある委任状 (*①)107条)	要(公証必要) (*②)		要(*④)32条 [*①)15条]による必要は、代理人が必要なので、委任状も必要と思われる]
	使用証明 不明 使用意思不明	使用意思	不明	不要	使用証明を3年以内 (*)①)124条124条)	使用か、使用意思の陳述 (*)①)33条(3)	不要 (*)①)105条に記載の要件にない。	可能		不明[規定なし ①]
	立体	不可	可能(*②、③)	可能	可能(*①)124条(h)	可能、但し制限有り (*)①)16条(2))	可能(*①)72条(1))	可能		不明[*①)2条に標章は、可視的なものと規定されている]
	音	不可	不可(*①)2条(a))	可能	不可(*①)121条121.1)	不可(*①)4条(1))	不可(*①)72条(1))	不可		不明[*①)2条に標章は、可視的なものと規定されているので不可]
	色	色のみは不可	色のみは不可 (*①)2条(a))	可能	色のみは不可 (*)①)121条121.1)	可(*③) 但し*②)規則13.3(3)に留意)	色のみは不可 (*)①)72条(1))	可(13条 *②)		不明[*①)2条に標章は、可視的なものと規定されているので不可]
	ホログラム	不可	規定なし(*①)2条(a))	可能	不明	規定なし(*①)121条121.1)	可(*③)	不可(*①)72条(1))		不明[*①)2条に標章は、可視的なものと規定されている]

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
その他	4～6条に、登録できない商標が規定されている。			8条に、登録できない商標が規定されている。	商標見本は10部(*③)			10条に、登録可能な商標が規定されている。		23条に、登録できない商標が規定されている。(*④) [*①] 12条に規定がある]
先願か不明 先使用か 不明	先願主義	先願主義(*①)9条)	先願主義(コモンローに基づく保護も有り)	先願主義	先願主義(*①)123条123.1(d))	先使用(*③)	先願主義(*90条(2))	不明		[先出願(*①)10条]
指定商品・役務の 補正可能性	方式:通知受領から2か月以内(13条) 実体:通知受領から30日以内(20条)	登録官からの通知書受領後45日以内に補正可能(*①)10条)	可(12条 *①)	可能(15条 *②)	審査における通知の受領後、4か月(*①)133条133.3)	登録官からの通知から所定期間内に可能(*①)38条(3))	審査官からの拒絶通知日から所定の期間内(*①)117条(3)(a))	可能(規則24 *①)		[*①)8条に「商標登録出願を受理・審査し」とあるの で、補正の機会もあると思われる]
分割出願	不明	規定なし(*①)	可(5A条 *①)	不明	可能(*①)129条)	可能また併合も可能(*①)42条、*②)規則15.及び16.	拒絶通知または付与決定を行うまで(*①)115条(1)(b)または、上記補正可能時期(*①)117条(3)(a))	可能(55条 *①)		[規定なし(*①)]
存続期間	出願日から10年(28条 *①)	出願日から10年(*①)12条(a))	登録日から10年(18条 *①)	登録日から10年(53条 *①)	登録日から10年(*①)145条)	登録日から10年(*①)43条)	出願日から10年(*93条(6))	登録日から10年(32条 *①)		出願日から10年(49条)[*①)11条]
申請時期	存続期間満了前12か月(35条 *①)	規定なし(*①)12条(b))	存続期間満了前6か月(19条 *①)	存続期間の満了前90日以内(54条 *①)	存続期間満了前6か月(*①)146条146.2)	存続期間満了前6か月以内(*②)規則48.)	*①)には規定がない	存続期間満了前6か月(41条 *①)		[規定なし(*①)]
追納期間	規定なし	6か月(*①)12条(d))	存続期間満了後6か月(追加料金を要)	規定なし	6か月(*①)146条146.2)	6か月(*①)44条(3))	*①)には規定がない	最終登録満了日から1年以内(41条 *①)		[規定なし(*①)]

更新

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
使用証明 不明使用 意思不明	使用意思	規定なし	不要	不要	使用証明	不要(*①44条)	不要 *①には 規定がない	不明		不明[規定なし* ①]
	更新日から10年 (35条 *①)	更新日から10年 (*①12条(b))	更新日から10年 (18条 *①)	更新日から10年 (53条 *①)	更新日から10年 (*①146条)	更新日から10年 (*①43条(2)*)	更新日から10年 (*①93条(6))	更新日から10年 (53条、54条 *①)		更新日から10年 (49条)[*①11条]
出願中	不可	不明	可能	不明	可能(*①150条)	可能(*③)	不明 *①には 規定がない	不明		不明[*①には 規定がない]
	可(43条 *①)	不明	可(42条 *①)	可能(68条 * ①)	可能(*①150条)	可能(*①29条)	可能(*①141条 ~144条)	可(48条 *①)		[可能(*①13 条、14条)]
出願中	不可	不明	可(41条 *①)	不明	可能(*①149条)	可能(*①28条)	不明 *①には 規定がない	不明		[不明 *①には 規定がない]
	可(40条 *①)	不明	可(38条 *①)	可能(48条 * ①)	可能(*①149条)	可能(*①25条)	可能(*①138条 ~140条)	可(55条 *①)		[可能(*①7 条、16条)]
出願中分 割移転	不明	不明	可(41条 *①)	不明	不明	可能(*①28条)	不明 *①には 規定がない	不明		[不明 *①には 規定がない]
	不明	不明	可(38条 *①)	不明	不明	可能(*①25条 (2))	不明(*①138条 ~140条)	可(55条 *①)		[不明 *①には 規定がない]
異議申し立て(付与前、 付与後)	付与前(24条 *①)	付与後(*①10 条(c))	付与前(13条、1 5条 *①)	付与前(35条 *①)	付与前(*①134 条)	付与前(*①39 条)	付与前(*①112 条)	付与後(28条 *①)		不明[*①には 規定がない]
	可	可	可(23条 *①)	可(61条、62条 *①)	可(*①151条 151.1(b))、但し登 録日から5年以内 に請求	可(*①48条)	可(*①96条)	可(45条 *①)		不明[*①には 規定がない]
無効制度	可	可	可(23条 *①)	可(61条、62条 *①)	可(*①151条 151.1(b))、但し登 録日から5年以内 に請求	可(*①48条)	可(*①96条)	可(45条 *①)		不明[*①には 規定がない]

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
更新	不明	不明	250SGD	1000THB	1000PHP (*③)	1登録毎に 200BND (*⑤)	各区分毎: 540VND (*③)	520MYR		[出願と同じと思 われる>(*③)]
	その他				優先権主張等 種々の料金必要 ③参照		出願料金は、オン ライン以外の場 合、より高い。(* ③)			●公開料 20US ドル ●補正料 10US ドル (*③)
特記事項					早期審査の請求 が可能。料金 5200PHP (*③)		ニース協定には 未加盟だが実質 的には適用され ている>(*①105 条③)		・事実上、商標法 は存在しない。 ・保護を受けたい 場合は、所有権 宣言を保護登録 所に登録し、警告 文を新聞紙上で 繰り返し出す (*①)	各種情報源によ ると④の知財法 が適用されるよう に記載されている が、ラオス国知 財、標準化、計量 庁(DSIM)のHPに よれば、現行のも のは①の商標法 である。よって[]内に①、③に基 づくデータを記載 した。

国名	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	ラオス
情報ソース	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳知的財産法</p> <p>* ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p> <p>・国際知財委員会現地調査結果</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳商標法(2002年施行)</p> <p>* ②: Factsheet from HP of ASEAN IPR SME Helpdesk</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳知的財産法</p> <p>* ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳知的財産法</p> <p>* ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳知財法(2008年7月4日施行) * ②: Factsheet from HP of ASEAN IPR SME Helpdesk * ③: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳商標法(2000年施行) * ②: 日本国特許庁HP掲載の日本語訳商標規則(2000年施行) * ③: INTA Country Guide(2014年3月更新) * ④: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド * ⑤: ベトナム特許庁HP掲載の料金券表</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HP掲載の和語訳知的財産法(2010年1月1日施行改正法) * ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の日本語訳知的財産法</p> <p>* ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HPIに掲載の和語訳知的財産法</p> <p>* ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド</p>	<p>* ①: 日本国特許庁HP掲載の和語訳商標法(1995年) * ②: 日本国特許庁HPからリンクされている各国知財制度ミニガイド * ③: ラオス特許庁HP掲載の料金券表 * ④: 日本国特許庁HP掲載の知的財産法(2008年)</p>

作成: 日本弁理士会東海支部 平成26年度国際知財委員会

※内容については正確を記しましたが、誤りの無いことを保証するものではありません。
 ※本情報を利用して結果として、事故、トラブル、損害賠償責任等が発生したとしても、日本弁理士会及び日本弁理士会東海支部国際知財委員会の各委員は、一切の責任を取りませんことをご了承ください。
 ※本情報の無断複製を禁じます。